

福智町地域防災計画

一 資 料 編 一

令和 3 年 3 月

福智町防災会議

資料編目次

項番	資料編名	分類	頁
【町の現況資料】			
1 災害、危険箇所等			
1-1	重要水防箇所（河川）	■	1
1-2	災害危険河川区域	■	4
1-3	砂防指定地	■	5
1-4	土石流発生危険箇所	■	6
1-5	地すべり危険箇所	■	7
1-6	急傾斜地崩壊危険区域	■	8
1-7	急傾斜地崩壊危険箇所	■	9
1-8	土砂災害警戒区域等（土石流）	■	12
1-9	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）	■	13
1-10	土砂災害警戒区域（地すべり）	■	17
1-11	道路危険箇所	■	18
1-12	山腹崩壊危険地区	■	19
1-13	崩壊土砂流出危険地区	■	20
1-14	地すべり危険地区	■	21
1-15	浸水想定区域	■	22
1-16	防災重点ため池	■	23
1-17	土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する 要配慮者利用施設	■	24
2 設備、施設等			
2-1	福智町防災行政無線	■	25
2-2	水防倉庫	■	28
2-3	指定緊急避難場所	■	29
2-4	指定避難所	■	31
2-5	福祉避難所	■	32
2-6	児童福祉施設	■	33
2-7	医療機関	■	34
2-8	歯科医院	■	35
2-9	保育所（園）	■	36
2-10	災害時における臨時ヘリポート	■	37
2-11	空中消火用離着陸場一覧表	■	38
2-12	ゴミ焼却施設	■	39
2-13	し尿処理施設	■	40
2-14	給水車及び給水タンク保有状況	■	41
3 職員の活動体制等			
3-1	災害時の連絡先	■	42
【例規、基準、応援協定等】			
4 町、一部事務組合等の例規等			
4-1	福智町防災会議条例	◆	44
4-2	福智町災害対策本部条例	◆	45
4-3	福智町消防団組織等に関する規則	◆	46
4-4	福智町消防団の設置等に関する条例	◆	48
4-5	福智町消防団員の定員、任免、職務等に関する条例	◆	49
4-6	福智町消防団員の定年に関する規則	◆	53
4-7	福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	◆	54
4-8	福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行	◆	57
4-9	福智町消防団員退職記念品贈呈規程	◆	58
4-10	福智町消防委員会条例	◆	59
4-11	福智町災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	61
4-12	福智町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則/様式第1-16号	◆	65
4-13	福智町防災行政無線局管理運用規程	◆	88

※左端記号は以下の分類を表す。□：様式、■：データベース、◆：例規・協定・基準等

資料編目次

項番	資料編名	分類	頁
5 国、県の例規、基準等			
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	117
5-2	気象庁震度階級解説関連表	◆	118
5-3	火災・災害等即報要領	◆	120
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	129
5-5	被害の判定基準	◆	133
5-6	福岡県災害救助法施行細則	◆	136
5-7	災害救助法による救助内容	◆	140
6 応援協定等			
6-1	応援協定等一覧	◆	148
6-2	福智町災害応援協力に関する協定書	◆	149
【各種様式】			
7 職員の参集			
7-1	参集記録票	□	151
7-2	参集途上の被災状況記録票	□	152
8 情報の収集・伝達			
8-1	被害発生状況連絡票	□	153
8-2	災害箇所一覧表	□	154
8-3	被災台帳	□	155
8-4	人的被害報告	□	157
8-5	住家被害報告	□	158
8-6	その他被害報告	□	159
8-7	火災・災害等即報要領(様式)	□	160
8-8	福岡県災害調査報告実施要綱(様式)	□	162
9 応援要請			
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	□	197
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	□	198
10 避難所			
10-1	避難者カード	□	199
10-2	避難者名簿	□	200
10-3	避難所運営記録	□	201
10-4	物品の受払簿(避難所用)	□	202
10-5	避難所設置及び収容状況	□	203
11 救助・医療			
11-1	行方不明者名簿	□	204
11-2	医療救護所開設状況報告	□	205
12 緊急輸送			
12-1	緊急通行車両事前届出書	□	206
12-2	緊急車両以外の車両通行止め標示	□	207
12-3	緊急通行車両通行標章	□	208
12-4	緊急通行車両確認証明書	□	209
12-5	物品の受払簿(物資集配拠点用)	□	210
13 遺体の処理・埋葬			
13-1	遺体処理票	□	211
13-2	遺留品処理票	□	211
14 住民生活の安定			
14-1	罹災証明書	□	212
14-2	義援金品受領書	□	213

※左端記号は以下の分類を表す。□：様式、■：データベース、◆：例規・協定・基準等

■ 町の現況資料

1-1 重要水防箇所（河川）

町内の重要水防区域は次のとおりである。

県知事管理区間 重要水防箇所（河川）

令和2年度

	土木 事務所名	水系名	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位 置			重 要 度	予想 される 事態	水防工法
						市郡	区町村	キ口杭位置			
9-2	田川	遠賀川	泌川	左 右	5,700 5,700	田川	福智 糸田	鳥越橋から下 流吐合まで	B	溢水	積み土の う工
9-4	田川	遠賀川	弁城川	左 右	300 300	田川	福智	馬場上井堰か ら春田橋	B	溢水	積み土の う工

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

重要水防区域＜堤防＞（Ｂランク：遠賀川水系）

令和2年度

番 号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
203	彦山川	田川郡福智町市場地先	左	3/540～ 3/600	60	越水B、基礎 地盤漏水B	シート張 り・積み土 俵、釜段工
204	彦山川	田川郡福智町市場地先	左	3/600～ 3/700	100	越水B	積み土俵
205	彦山川	田川郡福智町赤池地先	左	6/100～ 6/700	600	越水B	積み土俵
206	彦山川	田川郡福智町金田地先	左	8/300～ 8/900	600	越水B	積み土俵
207	彦山川	田川郡福智町伊方地先 田川郡福智町金田地先	左	9/100～ 9/900	800	越水B	積み土俵
240	彦山川	田川郡福智町上野地先	右	3/900～ 4/300	400	越水B	積み土俵
241	彦山川	田川郡福智町上野地先	右	4/500～ 5/900	1,400	越水B	積み土俵
242	彦山川	田川郡福智町上野地先 田川郡福智町弁城地先	右	6/100～ 6/900	800	越水B	積み土俵
243	彦山川	田川郡福智町弁城地先	右	7/900～ 8/700	800	越水B	積み土俵
244	彦山川	田川郡福智町伊方地先	右	8/900～ 9/100	200	越水B	積み土俵
245	彦山川	田川郡福智町伊方地先	右	9/300～ 9/900	600	越水B	積み土俵
246	彦山川	田川郡福智町伊方地先	右	10/100～ 10/500	400	越水B	積み土俵
270	金辺川	田川郡福智町伊方地先	右	0/100～ 0/970	870	越水B	積み土俵

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

重要水防区域＜堤防＞（要注意：遠賀川水系）

令和2年度

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
18	彦山川	田川郡福智町弁城地先	右	7/100～7/300	200	新堤防（平成29年度施工）	シート張り
19	彦山川	田川郡福智町弁城地先	右	7/300～7/500	200	新堤防（平成30年度施工）	シート張り
20	彦山川	田川郡福智町弁城地先	右	7/500～7/900	400	新堤防（令和元年度施工）	シート張り

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

重要水防区域＜構造物＞（Aランク：遠賀川水系）

令和2年度

番号	河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
13	彦山川	宝見排水樋管	福智町	左	7/530	許可工作物
14	彦山川	弁城1号排水樋管	福智町	右	7/710	許可工作物
15	彦山川	金田1号排水樋管	福智町	左	8/100	許可工作物
16	彦山川	方城第4排水樋管	福智町	右	9/070	許可工作物
37	中元寺川	垣田排水樋管	福智町	左	2/300	許可工作物

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

重要水防区域＜構造物＞（Bランク：遠賀川水系）

令和2年度

番号	河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
84	彦山川	上野橋	福智町	—	6/300	許可工作物
85	彦山川	赤池橋	福智町	—	6/980	許可工作物
86	彦山川	宝見橋	福智町	—	7/970	許可工作物
87	彦山川	伊方橋	福智町	—	9/220	許可工作物
88	彦山川	金田大橋	福智町	—	10/040	許可工作物
102	中元寺川	中元寺川伊田線鉄道橋	福智町	—	0/670	許可工作物
103	中元寺川	黒尾橋	福智町	—	1/570	許可工作物
104	中元寺川	旧黒尾橋	福智町	—	1/630	許可工作物
105	中元寺川	神田橋	福智町	—	2/130	許可工作物

番号	河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
106	中元寺川	平和橋	福智町・糸田町	—	2/690	許可工作物

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-2 災害危険河川区域

令和2年4月現在

級別	水系	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			
					市郡	区町村	大字	キロ杭位置
一	遠賀川	福智川	-	450	田川郡	福智町	上野	常福橋下流
一	遠賀川	福智川	-	210	田川郡	福智町	上野	岩屋川合流点より上流
一	遠賀川	福智川	-	140	田川郡	福智町	上野	無名橋上下流
一	遠賀川	福智川	-	22	田川郡	福智町	上野	庚申橋下流
一	遠賀川	岩屋川	左右	70	田川郡	福智町	上野	福智川合流点より上流
一	遠賀川	岩屋川	-	80	田川郡	福智町	上野	無名橋下流
一	遠賀川	岩屋川	-	20	田川郡	福智町	上野	
一	遠賀川	岩屋川	右	20	田川郡	福智町	上野	無名橋下流
一	遠賀川	泌川	左右	4180	田川郡 田川市	福智町 糸田町	神崎 宮谷 北区 下糸田 真岡 南糸田 原 弓削田	辻橋下流から鳥越橋
一	遠賀川	弁城川	左右	30	田川郡	福智町	弁城	山川橋上流
一	遠賀川	弁城川	-	140	田川郡	福智町	弁城	葛原橋上流から猪子揚場下流
一	遠賀川	弁城川	-	110	田川郡	福智町	弁城	京護院橋上下流
一	遠賀川	伊方川	右	450	田川郡	福智町	伊方	見六橋上下流
一	遠賀川	伊方川	右	30	田川郡	福智町	伊方	幸賀井堰上流
一	遠賀川	伊方川	左右	140	田川郡	福智町	伊方	今宮上井堰から毛所上井堰

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-3 砂防指定地

令和2年4月現在

番号	溪流名	市町村名	住所	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法	備考
104	長浦川	福智町	伊方	S23.5.20	93	0.41	線	旧方城町
				H21.12.22	1358	-0.0059	線	解除
105	弁城川	福智町	弁城	S23.5.20	93	6.59	線	旧方城町
106	弁城川	福智町	弁城	S34.6.26	1169	4.19	線	旧方城町
107	伊方川	福智町	伊方	S40.2.23	320	3.8	線	旧方城町
108	平治越川	福智町	伊方	S54.2.2	118	1.37	線・標柱	旧方城町
109	伊方川	福智町	伊方	S54.2.2	118	2.74	線	旧方城町
110	長浦川	福智町	伊方	S63.11.15	2214	0.84	標柱	旧方城町
111	長浦川	福智町	伊方	H16.1.28	52	3.8487	標柱	旧方城町
112	福智川	福智町	上野	S34.6.26	1169	7.34	線	旧赤池町
113	福智川	福智町	上野	S42.12.28	4607	10.4	線	旧赤池町
114	長浦川	福智町	伊方	H21.12.22	1357	2.066	標柱	旧方城町
115	吉右衛門川	福智町	弁城	H23.7.6	726	0.6382	標柱	旧方城町
116	弁城川	福智町	弁城	H25.10.30	1067	0.1592	標柱	旧方城町

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-4 土石流発生危険箇所

令和2年4月現在

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概要			保全対象	
				郡	町	字	溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均河床 勾配 (度)	対象 戸数	公共 施設等
603-I-001	遠賀川	中元寺川	福吉川	田川郡	福智町	神崎	0.13	0.05	11	7	公民館
606-I-001	遠賀川	福智川	堀田川	田川郡	福智町	堀田	1.16	0.46	15	8	公民館
606-I-002	遠賀川	福智川	福智川	田川郡	福智町	小路	1.22	1.74	18	31	集会所
606-I-003	遠賀川	彦山川	上野川	田川郡	福智町	上野	0.34	0.12	16	7	—
607-I-001	遠賀川	伊方川	長浦川3	田川郡	福智町	丸山	0.73	0.11	26	61	集会所
607-I-002	遠賀川	伊方川	長浦川2	田川郡	福智町	丸山	0.69	0.15	19	62	—
607-I-003	遠賀川	伊方川	長浦川1	田川郡	福智町	丸山	1.03	0.64	12	62	—
607-I-004	遠賀川	伊方川	伊方川4	田川郡	福智町	丸山	0.47	0.15	10	23	—
607-I-005	遠賀川	伊方川	伊方川3	田川郡	福智町	広谷	0.85	0.73	16	10	—
607-I-006	遠賀川	伊方川	伊方川2	田川郡	福智町	広谷	1.04	0.32	18	10	—
607-I-007	遠賀川	伊方川	伊方川1	田川郡	福智町	伊方	0.35	0.07	12	5	—
607-I-008	遠賀川	弁城川	弁城川2	田川郡	福智町	上弁城	0.68	0.25	16	14	—
607-I-009	遠賀川	弁城川	弁城川1	田川郡	福智町	上弁城	1.64	1.44	14	18	—
607-I-010	遠賀川	岩屋川	岩屋川2	田川郡	福智町	岩屋	1.2	1.26	20	6	—
608-I-001	遠賀川	彦山川	西白土川	田川郡	福智町	西白土	0.21	0.06	3	13	—
608-I-002	遠賀川	不動川	東伊原川1	田川郡	福智町	東伊原	0.74	0.3	12	13	—
608-I-003	遠賀川	彦山川	小林川	田川郡	福智町	小林	0.63	0.12	12	30	—
608-I-004	遠賀川	彦山川	森山川	田川郡	福智町	森山	0.49	0.1	13	39	—
608-I-005	遠賀川	彦山川	成光川5	田川郡	福智町	成光	0.47	0.09	8	62	—
608-I-006	遠賀川	彦山川	成光川6	田川郡	福智町	成光	0.51	0.04	15	67	—
608-I-007	遠賀川	彦山川	成光川4	田川郡	福智町	成光	0.55	0.17	12	67	公民館
608-I-008	遠賀川	彦山川	成光川3	田川郡	福智町	成光	0.14	0.02	12	7	—
608-I-009	遠賀川	彦山川	成光川2	田川郡	福智町	成光	0.33	0.09	12	7	—
608-I-010	遠賀川	彦山川	成光川1	田川郡	福智町	成光	0.22	0.03	13	7	—
608-I-011	遠賀川	彦山川	東白土川1	田川郡	福智町	東白土	0.38	0.09	11	14	—
608-I-012	遠賀川	彦山川	柿原川	田川郡	福智町	柿原	0.16	0.03	12	83	小学校

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-5 地すべり危険箇所

令和2年4月現在

番号	区域名	水系名	幹川名	溪流名	郡	町	字	区域 面積 (ha)	勾 配	基盤岩 の名称
63	長浦	遠賀川	伊方川	長浦川	田川郡	福智町	伊方	96.6	24	粘板岩
64	上弁城	遠賀川	岩屋川	岩屋川	田川郡	福智町	弁城	50.6	12	石灰岩

番号	区域名	水系名	幹川名	溪流名	河川への 影響 (×千m³)	保全 人家 (戸)	公共施設への影響 (国-国道、県-県道、 市町村-市町村道) (単位：m) その他は略号表示		耕地 (ha)
63	長浦	遠賀川	伊方川	長浦川	4,200	42	町	4,920	28.5
64	上弁城	遠賀川	岩屋川	岩屋川	1,415	31	町	3,580	16

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-6 急傾斜地崩壊危険区域

令和2年4月現在

区域名	フリガナ	所在地	指定面積	告示年月日	告示番号
西町	ニシマチ	田川郡福智町赤池字高尾	0.15	S60.12.13	1820-2
高尾	タカオ	田川郡福智町大字赤池字伏原、字高尾、字長林	0.967	H16.3.5	382
旭ヶ丘	アサヒガキ	田川郡福智町大字赤池	0.2308	H16.3.12	472
伏原2	フシハラ	田川郡福智町大字赤池字伏原	0.2215	H16.3.19	520
伏原4	フシハラ	田川郡福智町大字赤池字高尾	0.0548	H16.3.24	586
稲荷	イナリ	田川郡福智町赤池	0.2132	H21.2.27	357
伏原3	フシハラ	田川郡福智町大字赤池	1.8005	H21.4.27	757
				H21.5.13	正誤 (表示)
			0.8196	H29.3.24	213
旭町	アサヒマチ	田川郡福智町赤池	0.2637	H28.9.9	687

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-7 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然斜面Ⅰ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
603-I-001N	人見	田川郡	福智町	金田	人見	100	45	10	8			県道	70
603-I-002N	西金田2	田川郡	福智町	金田	西金田	120	70	25	9				
606-I-001N	皿山2	田川郡	福智町	上野	皿山	50	60	30	1	その他	1		
										その他の 道路	25		
606-I-002N	石松3	田川郡	福智町	市場	石松	30	40	10	0	学校	1		
606-I-003N	石松4	田川郡	福智町	市場	石松	150	35	12	0	学校	1		
606-I-004N	吉ヶ浦	田川郡	福智町	赤池	吉ヶ浦	150	90	15	9				
606-I-005N	稲荷	田川郡	福智町	赤池	松本	70	70	10	5				
606-I-006N	猿畑1	田川郡	福智町	赤池	猿畑	90	60	6	6	公民館	1		
606-I-007N	十区1	田川郡	福智町	赤池	十区	150	50	8	16				
606-I-008N	伏原	田川郡	福智町	赤池	伏原	195	72	30	54				
606-I-009N	高尾	田川郡	福智町	赤池	高尾	210	90	10	17				
606-I-010N	旭町1	田川郡	福智町	赤池	旭町	110	40	10	5				
606-I-011N	旭ヶ丘	田川郡	福智町	赤池	徳人原	80	60	7	5				
607-I-001N	上弁城2	田川郡	福智町	弁城	上弁城	110	40	20	2	浄水場	1	町道	100
607-I-002N	迫	田川郡	福智町	弁城	迫	140	60	7	7			町道	140
607-I-003N	迫3	田川郡	福智町	弁城	迫	110	60	12	1	公民館	1	町道	80
607-I-004N	中古門	田川郡	福智町	伊方	中古門	150	80	30	16			町道	150

(資料:「福岡県地域防災計画(資料編Ⅱ)」(令和2年10月16日)福岡県)

(自然斜面Ⅱ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
603-II-002N	崖の下1	田川郡	福智町	神崎	崖の下	20	40	20	1				
603-II-004N	西金田3	田川郡	福智町	金田	西金田	80	60	20	3				
603-II-005N	西金田	田川郡	福智町	金田	西金田	70	70	75	3				
606-II-001N	皿山1	田川郡	福智町	上野	皿山	55	35	70	1			その他	80
606-II-002N	諏訪山1	田川郡	福智町	上野	諏訪山	70	40	14	1				
606-II-003N	諏訪山2	田川郡	福智町	上野	諏訪山	60	40	8	1			その他	50
606-II-004N	鋤木田2	田川郡	福智町	上野	鋤木田	30	80	7	1				
606-II-005N	鋤木田1	田川郡	福智町	上野	鋤木田	140	45	8	3				
606-II-006N	鋤木田3	田川郡	福智町	上野	鋤木田	70	45	8	2				
606-II-007N	鋤木田4	田川郡	福智町	上野	鋤木田	30	45	10	1				

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
606-Ⅱ-008N	鋤木田 5	田川郡	福智町	上野	鋤木田	130	60	10	4			町道	15
606-Ⅱ-011N	上小路 1	田川郡	福智町	上野	上小路	40	50	6	2			町道	15
606-Ⅱ-012N	上小路 2	田川郡	福智町	上野	上小路	110	50	15	1			町道	110
606-Ⅱ-013N	草場 1	田川郡	福智町	市場	草場	110	70	10	1				
606-Ⅱ-014N	石松 2	田川郡	福智町	市場	石松	40	50	6	1			町道	25
606-Ⅱ-015N	石松 1	田川郡	福智町	市場	石松	30	45	5	1				
606-Ⅱ-016N	大久保 1	田川郡	福智町	上野	大久保	70	45	20	2			町道	15
606-Ⅱ-017N	常福 1	田川郡	福智町	上野	常福	50	40	15	1				
606-Ⅱ-018N	堀田 1	田川郡	福智町	上野	堀田	110	80	10	2				
606-Ⅱ-019N	松本 2	田川郡	福智町	市場	松本	50	50	15	1				
606-Ⅱ-020N	松本 1	田川郡	福智町	市場	松本	60	40	6	3				
606-Ⅱ-021N	長浦 1	田川郡	福智町	市場	長浦	40	50	15	2				
606-Ⅱ-022N	松本 3	田川郡	福智町	市場	松本	40	40	7	3				
606-Ⅱ-023N	大谷 1	田川郡	福智町	上野	大谷	60	45	6	1				
606-Ⅱ-024N	大谷 2	田川郡	福智町	上野	大谷	70	30	15	1			その他	10
606-Ⅱ-025N	西町	田川郡	福智町	赤池	高尾	23	65	9	4				
607-Ⅱ-001N	上弁城 5	田川郡	福智町	弁城	上弁城	50	40	12	1				
607-Ⅱ-003N	上弁城 4	田川郡	福智町	弁城	上弁城	30	60	25	1			その他	20
607-Ⅱ-004N	上弁城 3	田川郡	福智町	弁城	上弁城	55	60	10	1			町道	15
607-Ⅱ-005N	岩屋 1	田川郡	福智町	弁城	岩屋	20	40	15	1			その他	20
607-Ⅱ-006N	上弁城 1	田川郡	福智町	弁城	上弁城	60	40	30	1				
607-Ⅱ-007N	三光寺 1	田川郡	福智町	弁城	三光寺	40	45	15	1			町道	50
607-Ⅱ-009N	三光寺 2	田川郡	福智町	弁城	三光寺	20	30	15	1			町道	60
607-Ⅱ-010N	上弁城 6	田川郡	福智町	弁城	上弁城	30	30	15	1			町道	5
607-Ⅱ-011N	広谷 4	田川郡	福智町	伊方	広谷	150	40	25	3				
607-Ⅱ-012N	広谷 3	田川郡	福智町	伊方	広谷	70	40	20	1			町道	60
607-Ⅱ-013N	広谷 1	田川郡	福智町	伊方	広谷	110	60	150	1			その他	140
607-Ⅱ-014N	迫 2	田川郡	福智町	弁城	迫	40	40	8	1				
607-Ⅱ-015N	風呂谷 1	田川郡	福智町	弁城	風呂谷	35	40	8	1				
607-Ⅱ-016N	久六 1	田川郡	福智町	弁城	久六	8	60	8	1				
607-Ⅱ-017N	大屋根 1	田川郡	福智町	伊方	大屋根	50	60	25	1			その他	50
607-Ⅱ-018N	丸山 2	田川郡	福智町	伊方	丸山	40	60	7	1			その他	20
607-Ⅱ-019N	大屋根 2	田川郡	福智町	伊方	大屋根	50	40	20	1				
607-Ⅱ-020N	丸山 3	田川郡	福智町	伊方	丸山	30	70	7	2			町道	30
607-Ⅱ-021N	大屋根 1	田川郡	福智町	伊方	大屋根	25	35	25	1			町道	10
607-Ⅱ-022N	丸山 1	田川郡	福智町	伊方	丸山	60	70	20	1			町道	55
607-Ⅱ-023N	古屋敷 1	田川郡	福智町	伊方	古屋敷	75	45	10	1			町道	80

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
607-Ⅱ-024N	古屋敷 2	田川郡	福智町	伊方	古屋敷	60	50	25	1			町道	40
607-Ⅱ-025N	長浦 1	田川郡	福智町	伊方	長浦	80	50	15	3			町道	70
607-Ⅱ-026N	迫 4	田川郡	福智町	弁城	迫	40	45	15	1				
607-Ⅱ-028N	野添 1	田川郡	福智町	伊方	野添	25	45	15	2			町道	20

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

(自然斜面)

令和2年4月現在

箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
	郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
東町	田川郡	福智町	赤池	東町	35	32	8	4				

(資料：災害関連地域防災がけ崩れ対策事業資料)

(人工斜面Ⅰ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
603-Ⅰ-003A	高見町	田川郡	福智町	金田	小塚町	180	35	15	18			公民館	1

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

(人工斜面Ⅱ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	位置				地形			人家 (戸)	公共建築物		公共施設	
		郡	町	大字	番地等	長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
603-Ⅱ-002N	笹尾 1	田川郡	福智町	神崎	笹尾	60	40	35	2				
603-Ⅱ-001A	崖ノ下	田川郡	福智町	神崎	シュミ堂	110	35	10	2				
603-Ⅱ-003A	大浦 1	田川郡	福智町	上野	大浦	40	50	12	2				
606-Ⅱ-009A	大浦 2	田川郡	福智町	上野	大浦	40	65	16	2				
606-Ⅱ-010A	上弁城 7	田川郡	福智町	弁城	上弁城	30	40	15	1			町道	40
607-Ⅱ-002A	三光寺 3	田川郡	福智町	弁城	三光寺	30	60	10	1			町道	25
607-Ⅱ-008A	大正町 1	田川郡	福智町	弁城	大正町	100	50	15	2			町道	110

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-8 土砂災害警戒区域等（土石流）

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
							人家				
606-D-001	土石流	福智川-2	フチカワ	田川郡福智町上野	606-I-002-2	○		515,927	2,255	H25. 3.15	370
606-D-002	土石流	福智川-1	フチカワ	田川郡福智町上野	606-I-002-1	○		527,248	3,568		
606-D-003	土石流	堀田川	ホリタカワ	田川郡福智町上野	606-I-001	○	○	98,343	27,785		
606-D-004	土石流	上野川	アカノカワ	田川郡福智町上野	606-I-003	○	○	164,333	888		
607-D-001	土石流	岩屋川 2	イワヤカワ	田川郡福智町弁城及び上野	607-I-010	○	○	107,637	54,493		
607-D-002	土石流	弁城川 1	ヘンジョウカワ	田川郡福智町弁城	607-I-009	○	○	74,899	36,419		
607-D-003	土石流	弁城川 2	ヘンジョウカワ	田川郡福智町弁城	607-I-008	○	○	35,290	7,969		
607-D-004	土石流	岩屋川 1	イワヤカワ	田川郡福智町弁城及び上野	607-II-001	○	○	65,854	20,165		
607-D-005	土石流	伊方川 3	イカタカワ	田川郡福智町伊方	607-I-005	○	○	226,151	19,880		
607-D-006	土石流	長浦川 1	ナカウラカワ	田川郡福智町伊方	607-I-003			293,781	0		
607-D-007	土石流	長浦川 2	ナカウラカワ	田川郡福智町伊方	607-I-002	○		309,389	2,664		
607-D-008	土石流	長浦川 3	ナカウラカワ	田川郡福智町伊方	607-I-001	○		13,032	2,200		
607-D-009	土石流	伊方川 4	イカタカワ	田川郡福智町伊方	607-I-004	○	○	57,975	3,643		
607-D-010	土石流	伊方川 1	イカタカワ	田川郡福智町伊方	607-I-007	○		38,238	4,388		

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-9 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	カタカナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
							人家						
603-K-001	急傾斜地の崩壊	笹尾 1	ササオ	田川郡福智町神崎	603-II-001A	○	○	26.0	50.0	10,397	4,264	H25. 3.15	370
603-K-002	急傾斜地の崩壊	福吉 1	フクヨシ	田川郡福智町神崎	603-NK-002	○		10.0	43.0	1,865	556		
603-K-003	急傾斜地の崩壊	福吉 2-1	フクヨシ	田川郡福智町神崎	603-NK-003-1	○	○	15.0	53.0	5,063	1,615		
603-K-004	急傾斜地の崩壊	福吉 2-2	フクヨシ	田川郡福智町神崎	603-NK-003-2			14.0	59.0	3,581	0		
603-K-005	急傾斜地の崩壊	崖ノ下	ホリノハ	田川郡福智町神崎	603-II-003A			6.0	51.0	886	0		
603-K-006	急傾斜地の崩壊	崖ノ下 1	ホリノハ	田川郡福智町神崎	603-II-002N	○	○	16.0	41.0	3,940	1,278		
603-K-007	急傾斜地の崩壊	古谷	フルヤ	田川郡福智町神崎	603-NK-001	○		10.0	63.0	1,380	233		
603-K-008	急傾斜地の崩壊	西金田 2	ニシカナタ	田川郡福智町金田	603-I-002N	○	○	19.0	56.0	7,758	2,351		
603-K-009	急傾斜地の崩壊	西金田 4	ニシカナタ	田川郡福智町金田	603-NK-004	○	○	6.0	47.0	664	162		
603-K-010	急傾斜地の崩壊	高見町	タカミチ	田川郡福智町金田	603-I-003A			16.0	53.0	16,712	0		
603-K-011	急傾斜地の崩壊	西金田	ニシカナタ	田川郡福智町金田	603-II-005N	○	○	31.0	51.0	13,212	5,061		
603-K-012	急傾斜地の崩壊	西金田 3	ニシカナタ	田川郡福智町金田	603-II-004N	○	○	22.0	44.0	12,957	4,679		
606-K-001	急傾斜地の崩壊	皿山 1	サリヤマ	田川郡福智町上野	606-II-001N	○	○	76.0	39.0	17,598	10,263		
606-K-002	急傾斜地の崩壊	上小路 1	カミコウジ	田川郡福智町上野	606-II-011N	○	○	9.0	38.0	11,482	4,232		
606-K-003	急傾斜地の崩壊	上小路 2	カミコウジ	田川郡福智町上野	606-II-012N	○	○	16.0	39.0	6,056	2,350		
606-K-004	急傾斜地の崩壊	堀田 1	ホリタ	田川郡福智町上野	606-II-018N	○	○	15.0	63.0	4,162	1,286		
606-K-005	急傾斜地の崩壊	常福 2	ツネフク	田川郡福智町上野	606-NK-002	○		8.0	42.0	2,203	581		
606-K-006	急傾斜地の崩壊	大谷 2	オオタニ	田川郡福智町上野	606-II-024N	○	○	19.0	39.0	9,431	3,936		
606-K-007	急傾斜地の崩壊	常福 1	ツネフク	田川郡福智町上野	606-II-017N	○	○	14.0	48.0	3,056	854		
606-K-008	急傾斜地の崩壊	徳市	トクイチ	田川郡福智町上野	606-NK-003	○		13.0	38.0	3,567	1,084		
606-K-009	急傾斜地の崩壊	薬王寺	ヤクオウジ	田川郡福智町上野	606-NK-004	○		7.0	45.0	492	68		
606-K-010	急傾斜地の崩壊	大久保 1	オオクボ	田川郡福智町上野	606-II-016N	○	○	17.0	40.0	3,868	1,464		
606-K-011	急傾斜地の崩壊	鋤木田 5	スイキタ	田川郡福智町上野	606-II-008N	○	○	13.0	48.0	4,586	1,584		
606-K-012	急傾斜地の崩壊	鋤木田 4	ツヅイキタ	田川郡福智町上野	606-II-007N	○	○	10.0	45.0	1,224	299		
606-K-013	急傾斜地の崩壊	鋤木田 3	スイキタ	田川郡福智町上野	606-II-006N	○	○	10.0	41.0	3,560	1,259		
606-K-014	急傾斜地の崩壊	諏訪山 1-2	スワヤマ	田川郡福智町上野 及び直方市上境	606-II-002N-2	○		8.0	48.0	2,904	862		
606-K-015	急傾斜地の崩壊	諏訪山 1-1	スワヤマ	田川郡福智町上野	606-II-002N-1	○	○	8.0	48.0	2,846	851		
606-K-016	急傾斜地の崩壊	諏訪山 2	スワヤマ	田川郡福智町上野	606-II-003N	○		6.0	39.0	1,048	217		
606-K-017	急傾斜地の崩壊	鋤木田 2	ツヅイキタ	田川郡福智町上野	606-II-004N	○	○	16.0	47.0	1,875	684		
606-K-018	急傾斜地の崩壊	鋤木田 1	ツヅイキタ	田川郡福智町上野	606-II-005N	○	○	7.0	51.0	1,813	180		
606-K-019	急傾斜地の崩壊	大浦 3	オオウラ	田川郡福智町上野	606-NK-005	○	○	16.0	59.0	3,288	828		

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
							人家						
606-K-020	急傾斜地の崩壊	大浦 1	オオウラ	田川郡福智町上野	606-II-009A	○	○	15.0	33.0	1,000	290	H25. 3.15	370
606-K-021	急傾斜地の崩壊	大浦 2	オオウラ	田川郡福智町上野	606-II-010A			14.0	68.0	2,836	0		
606-K-022	急傾斜地の崩壊	皿山 2	サラヤマ	田川郡福智町上野	606-I-001N	○		33.0	43.0	16,027	7,261		
606-K-023	急傾斜地の崩壊	猿畑 1	サルハタ	田川郡福智町赤池	606-I-006N	○		7.0	50.0	3,148	726		
606-K-024	急傾斜地の崩壊	十区 1	ジウク	田川郡福智町赤池	606-I-007N	○	○	7.0	51.0	1,207	167		
606-K-025	急傾斜地の崩壊	旭ヶ丘-1	アサヒカ`オカ	田川郡福智町赤池	606-I-011N-1	○	○	11.0	68.0	5,871	647		
606-K-026	急傾斜地の崩壊	旭ヶ丘-2	アサヒカ`オカ	田川郡福智町赤池	606-I-011N-2			10.0	68.0	1,475	0		
606-K-027	急傾斜地の崩壊	稲荷-1	イナリ	田川郡福智町赤池	606-I-005N-1			7.0	63.0	324	0		
606-K-028	急傾斜地の崩壊	稲荷-2	イナリ	田川郡福智町赤池	606-I-005N-2			16.0	63.0	3,924	0		
606-K-029	急傾斜地の崩壊	旭町 1	アサヒマチ	田川郡福智町赤池	606-I-010N	○	○	11.0	68.0	3,254	669		
606-K-030	急傾斜地の崩壊	高尾-1	タカオ	田川郡福智町赤池	606-I-009N-1	○	○	16.0	61.0	2,836	862		
606-K-031	急傾斜地の崩壊	高尾-2	タカオ	田川郡福智町赤池	606-I-009N-2	○	○	8.0	53.0	907	60		
606-K-032	急傾斜地の崩壊	高尾 2-2	タカオ	田川郡福智町赤池	606-NK-001-2			9.0	41.0	2,159	0		
606-K-033	急傾斜地の崩壊	高尾 2-1	タカオ	田川郡福智町赤池	606-NK-001-1	○	○	19.1	53.1	12,213	1,213		
606-K-034	急傾斜地の崩壊	西町	ニシマチ	田川郡福智町赤池	606-II-025N	○	○	7.0	63.0	1,734	37		
606-K-035	急傾斜地の崩壊	草場 1	クサハ`	田川郡福智町市場	606-II-013N	○	○	34.0	55.0	8,621	3,331		
606-K-036	急傾斜地の崩壊	石松 4	イシマツ	田川郡福智町市場	606-I-003N	○	○	14.0	55.0	6,652	1,612		
606-K-037	急傾斜地の崩壊	石松 1	イシマツ	田川郡福智町市場	606-II-015N	○		12.0	45.0	2,815	832		
606-K-038	急傾斜地の崩壊	石松 2	イシマツ	田川郡福智町市場	606-II-014N			6.0	54.0	837	0		
606-K-039	急傾斜地の崩壊	石松 3	イシマツ	田川郡福智町市場	606-I-002N	○		6.0	58.0	1,809	234		
606-K-040	急傾斜地の崩壊	松本 3	マツモト	田川郡福智町市場	606-II-022N	○	○	6.0	39.0	630	136		
606-K-041	急傾斜地の崩壊	長浦 1-1	ナカ`ウラ	田川郡福智町市場	606-II-021N			7.0	51.0	518	0		
606-K-042	急傾斜地の崩壊	松本 2	マツモト	田川郡福智町市場	606-II-019N	○	○	16.0	45.0	11,506	2,974		
606-K-043	急傾斜地の崩壊	吉ヶ浦	ヨシカ`ウラ	田川郡福智町市場	606-I-004N	○	○	15.0	75.0	4,901	1,357		
606-K-044	急傾斜地の崩壊	伏原-3	フシハラ	田川郡福智町赤池	606-NK-007	○	○	19.0	45.0	7,012	2,264		
606-K-045	急傾斜地の崩壊	伏原-2	フシハラ	田川郡福智町赤池	606-NK-006	○	○	20.0	39.0	8,880	3,197		
606-K-046	急傾斜地の崩壊	伏原 3	フシハラ	田川郡福智町赤池	606-I-008N	○		34.0	59.0	23,143	1,974		
606-K-047	急傾斜地の崩壊	伏原 4	フシハラ	田川郡福智町赤池	606-NK-008	○	○	10.0	54.0	2,999	519		
607-K-001	急傾斜地の崩壊	岩屋 1	イワヤ	田川郡福智町弁城	607-II-005N	○	○	6.0	54.0	792	176		
607-K-002	急傾斜地の崩壊	上弁城 1	カミベン ジ`ヨウ	田川郡福智町弁城	607-II-006N	○		23.0	42.0	4,939	1,708		
607-K-003	急傾斜地の崩壊	上弁城 2	カミベン ジ`ヨウ	田川郡福智町弁城	607-I-001N	○	○	42.0	38.0	8,340	3,885		

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
							人家						
607-K-004	急傾斜地の崩壊	上弁城 3	カミベン シヨウ	田川郡福智町弁城	607-II-003N 607-II-004N	○	○	10.0	46.0	9,406	3,190	H25. 3.15	370
607-K-005	急傾斜地の崩壊	上弁城 5	カミベン シヨウ	田川郡福智町弁城	607-II-001N	○	○	18.0	53.0	4,157	1,159		
607-K-006	急傾斜地の崩壊	上弁城 7	カミベン シヨウ	田川郡福智町弁城	607-II-002A	○	○	28.0	44.0	25,528	12,659		
607-K-007	急傾斜地の崩壊	三光寺 1	サンコウジ	田川郡福智町弁城	607-II-007N	○	○	10.0	45.0	4,801	101		
607-K-008	急傾斜地の崩壊	三光寺 2	サンコウジ	田川郡福智町弁城	607-II-009N	○	○	16.0	49.0	5,293	1,674		
607-K-009	急傾斜地の崩壊	久六 1	キウロク	田川郡福智町弁城	607-II-016N	○		12.0	56.0	2,411	126		
607-K-010	急傾斜地の崩壊	風呂谷 1	フロガニ	田川郡福智町弁城	607-II-015N	○	○	12.0	59.0	1,034	185		
607-K-011	急傾斜地の崩壊	迫 5-3	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-002-3	○		20.0	46.0	6,065	2,274		
607-K-012	急傾斜地の崩壊	迫 5-2	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-002-2	○	○	25.0	59.0	14,920	5,363		
607-K-013	急傾斜地の崩壊	迫 5-4	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-002-4			7.0	59.0	670	0		
607-K-014	急傾斜地の崩壊	迫 2	サコ	田川郡福智町弁城	607-II-014N	○	○	31.0	40.0	3,287	1,221		
607-K-015	急傾斜地の崩壊	迫 5-1	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-002-1	○	○	8.0	53.0	2,629	629		
607-K-016	急傾斜地の崩壊	迫 4	サコ	田川郡福智町弁城	607-II-026N	○	○	28.0	62.0	3,726	1,373		
607-K-017	急傾斜地の崩壊	迫 3	サコ	田川郡福智町弁城	607-II-003N	○	○	11.0	61.0	3,343	665		
607-K-018	急傾斜地の崩壊	迫 7-3	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-003-3	○		12.0	32.0	2,309	859		
607-K-019	急傾斜地の崩壊	迫 7-2	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-003-2	○	○	12.0	40.0	2,977	975		
607-K-020	急傾斜地の崩壊	迫 7-1	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-003-1	○	○	12.0	43.0	550	124		
607-K-021	急傾斜地の崩壊	迫-2	サコ	田川郡福智町弁城	607-I-002N-2	○	○	13.0	56.0	5,086	1,288		
607-K-022	急傾斜地の崩壊	迫-1	サコ	田川郡福智町弁城	607-I-002N-1	○	○	7.0	51.0	1,566	320		
607-K-023	急傾斜地の崩壊	迫 8-2	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-004-2			10.0	34.0	1,034	0		
607-K-024	急傾斜地の崩壊	迫 8-1	サコ	田川郡福智町弁城	607-NK-004-1	○		12.0	32.0	613	210		
607-K-025	急傾斜地の崩壊	広谷 1	ヒロタニ	田川郡福智町伊方	607-II-013N	○		110.0	38.0	6,942	4,448		
607-K-026	急傾斜地の崩壊	長浦 1-2	ナガウラ	田川郡福智町伊方	607-II-025N	○	○	62.0	39.0	6,852	5,163		
607-K-027	急傾斜地の崩壊	古屋敷 2	フルヤシキ	田川郡福智町伊方	607-II-024N	○	○	33.0	45.0	2,803	1,989		
607-K-028	急傾斜地の崩壊	古屋敷 1	フルヤシキ	田川郡福智町伊方	607-II-023N	○	○	12.0	48.0	1,861	533		
607-K-029	急傾斜地の崩壊	丸山 1	マルヤマ	田川郡福智町伊方	607-II-022N			6.0	49.0	919	0		
607-K-030	急傾斜地の崩壊	丸山 3	マルヤマ	田川郡福智町伊方	607-II-018N	○		8.0	50.0	2,326	299		
607-K-031	急傾斜地の崩壊	丸山 2	マルヤマ	田川郡福智町伊方	607-II-004N	○	○	12.0	57.0	4,550	1,204		
607-K-032	急傾斜地の崩壊	中古門	ナカフルカト	田川郡福智町伊方	607-II-028N-2	○	○	34.0	73.0	17,166	7,012		
607-K-033	急傾斜地の崩壊	野添 1-2	ノゾエ	田川郡福智町伊方	607-II-028N-1	○	○	18.0	63.0	12,345	4,343		
607-K-034	急傾斜地の崩壊	野添 1-1	ノゾエ	田川郡福智町伊方	607-II-027A	○	○	18.0	63.0	4,660	1,516		
607-K-035	急傾斜地の崩壊	大正町 1	タイショウマチ	田川郡福智町伊方	607-NK-001-3	○		22.0	52.0	9,773	3,204		
607-K-036	急傾斜地の崩壊	山の神-3	ヤマノカミ	田川郡福智町伊方	607-NK-001-2	○		9.0	75.0	1,047	174		

区域番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
							人家						
607-K-037	急傾斜地の崩壊	山の神-2	ヤマノカミ	田川郡福智町伊方	607-NK001-1	○		24.0	48.0	12,450	308	H25. 3.15	370
607-K-038	急傾斜地の崩壊	山の神-1	ヤマノカミ	田川郡福智町伊方	607-II-017N-3	○		14.0	34.0	6,245	799		
607-K-039	急傾斜地の崩壊	大屋根 1-3	オオヤネ	田川郡福智町伊方	607-II-017N-1	○	○	17.0	46.0	6,066	1,913		
607-K-040	急傾斜地の崩壊	大屋根 1-1	オオヤネ	田川郡福智町伊方	607-II-017N-2	○	○	22.0	43.0	11,559	3,775		
607-K-041	急傾斜地の崩壊	大屋根 1-2	オオヤネ	田川郡福智町伊方	607-II-019N	○		38.0	45.0	10,402	4,783		
607-K-042	急傾斜地の崩壊	大屋根 2	オオヤネ	田川郡福智町伊方	607-II-011N	○	○	47.0	41.0	18,396	10,183		
607-K-043	急傾斜地の崩壊	広谷 4	ヒロタニ	田川郡福智町伊方	607-II-012N	○	○	21.0	59.0	8,311	2,986		
607-K-044	急傾斜地の崩壊	広谷 3	ヒロタニ	田川郡福智町伊方	607-II-015N	○	○	11.0	40.0	5,387	1,671		

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-10 土砂災害警戒区域（地すべり）

区域 番号	自然 現象の 種類	名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所 番号	ブ ロ ッ ク 名	特別 警戒 区域		ラン ク 区 分	長さ (m)	幅 (m)	警戒 区域 面積 (m ²)	特別 警戒 区域 面積 (m ²)	告示 年月 日	告示 番号
								人 家							
607- J-001	地滑り	上弁城	カミベン シヨウ	田川郡 福智町 弁城 及び上野	64	A			B	230	78	35,880	-	H25.3 .15	370
						B			B	191	53	20,246	-		
						C			B	77	93	14,322	-		
607- J-002	地滑り	長浦	カウラ	田川郡 福智町 伊方	63	A			B	270	64	33,280	-		
						B			B	110	92	20,240	-		
						C			B	201	127	51,054	-		
						D			B	161	96	30,912	-		
						E			B	182	102	37,128	-		
						F			B	280	139	73,670	-		
						G			B	170	66	22,440	-		

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-11 道路危険箇所

令和2年4月現在

道路種別	路線名	所在地	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	田川直方B P	田川郡福智町伊方	J022A021	防災 ^{カテ}	落石崩壊	吹付法枠工
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022A031	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ストーンガード
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022A041	防災 ^{カテ}	落石崩壊	モルタル吹付
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022A051	防災 ^{カテ}	落石崩壊	落石防護網工
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022F011	防災 ^{カテ}	盛土	プレキャスト枠工
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022F012	防災 ^{カテ}	盛土	擁壁工、排水工
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022F021	防災 ^{カテ}	盛土	水路補修、排水補強、遮水シート
主地	田川直方B P	田川郡福智町上野	J022G041	防災 ^{カテ}	擁壁	擁壁工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A007	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ポケット式落石防止網工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A011	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ワイヤーロープ掛工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A013	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ポケット式落石防止網工、ロープネット工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A021	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ポケット式落石防止網工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A025	要対策	落石崩壊	重力式擁壁、植生工
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A031	防災 ^{カテ}	落石崩壊	ロックボルト
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062A035	防災 ^{カテ}	落石崩壊	落石防護柵
主地	北九州小竹	田川郡福智町赤池	J062A041	防災 ^{カテ}	落石崩壊	モルタル剥取吹直し
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062E011	防災 ^{カテ}	土石流	待受け擁壁
主地	北九州小竹	田川郡福智町皿山	J062E021	防災 ^{カテ}	土石流	待受け擁壁
主地	北九州小竹	田川郡福智町上野	J062F011	防災 ^{カテ}	盛土	アンカー工
主地	添田赤池	田川郡福智町神崎	J095A041	防災 ^{カテ}	落石崩壊	大型ブロック積み
主地	添田赤池	田川郡福智町神崎	J095F011	防災 ^{カテ}	盛土	吹付法枠工
主地	添田赤池	田川郡福智町神崎	J095F031	防災 ^{カテ}	盛土	モルタル吹付
主地	添田赤池	田川郡福智町神崎	J095G011	防災 ^{カテ}	擁壁	擁壁工
一県	赤池糸田	田川郡福智町	J406A011	防災 ^{カテ}	落石崩壊	法枠工
一県	夏吉直方	田川郡福智町上野	J419A011	要対策	落石崩壊	ブロック積み工
一県	夏吉直方	田川郡福智町弁城	J419F021	防災 ^{カテ}	盛土	重力式擁壁
一県	夏吉直方	田川郡福智町弁城	J419H011	防災 ^{カテ}	橋梁基礎の洗掘	根固工
一県	夏吉直方	田川郡福智町弁城	J419H021	防災 ^{カテ}	橋梁基礎の洗掘	根固工
一県	金田糸田田川	田川郡福智町	J420A011	防災 ^{カテ}	落石崩壊	擁壁、ストーンガード、落石防止網工

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-12 山腹崩壊危険地区

(民有林)

令和2年4月現在

危険地区 番号		位 置			保全対象					危険度 ランク	備考	
町	地区	町名	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸以下	（道路除く） 公共施設			道路
610	001	田川郡福智町	上野	フクチヤマ		17				県	A	
610	002	田川郡福智町	上野	サヤマ				4		他	C	
610	003	田川郡福智町	上野	モトヤマ				3		他	C	
610	004	田川郡福智町	上野	イマヤシキ				1		他	B	
610	005	田川郡福智町	弁城	ハチカﾞタニ			5			他	B	
610	006	田川郡福智町	弁城	イワヤ				3		他	B	
610	007	田川郡福智町	弁城	シロ				2		他	B	
610	008	田川郡福智町	弁城	オカﾞハタ				1		他	C	
610	009	田川郡福智町	弁城	ヤシロ				3		他	C	
610	010	田川郡福智町	弁城	サンコウジ				4		他	C	
610	011	田川郡福智町	伊方	インジ				3		他	C	
610	012	田川郡福智町	伊方	キシカ				1		他	B	
610	013	田川郡福智町	伊方	ノジ				4		他	B	
610	014	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ				1		他	B	
610	015	田川郡福智町	伊方	カラタニ						他	B	
610	016	田川郡福智町	伊方	センシタﾞイラ				2		他	C	
610	017	田川郡福智町	伊方	テクﾞチ			6		1	他	A	
610	018	田川郡福智町	伊方	マツオ				1		他	C	
610	019	田川郡福智町	伊方	カナヤマ						他	C	
610	020	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ				1		他	C	
610	021	田川郡福智町	伊方	フルヤシキ				1		他	C	
610	022	田川郡福智町	伊方	ウラヤマ				4		他	C	
610	023	田川郡福智町	伊方	ジﾞシヤク				3		他	B	
610	024	田川郡福智町	伊方	シモナカﾞウラ			5			他	B	
610	025	田川郡福智町	伊方	シモナカﾞウラ						他	C	
610	026	田川郡福智町	神崎	617				1		県	C	
610	027	田川郡福智町	神崎	1094-11				1		他	B	
610	028	田川郡福智町	神崎	1056-1				1		他	C	
610	029	田川郡福智町	神崎	1098-49						他	C	
610	030	田川郡福智町	市場	メンスﾞカ				4		県	C	

(資料:「福岡県地域防災計画(資料編Ⅱ)」(令和2年10月16日)福岡県)

1-13 崩壊土砂流出危険地区

(民有林)

令和2年4月現在

危険地区 番号		位 置			保全対象						危険度 ランク	備考
町	地区	町名	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 ゝ 10戸	人家 9 ゝ 5戸	人家 4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路		
610	001	田川郡福智町	上野	フクヤマ		13				県	A	
610	002	田川郡福智町	上野	フクヤマ		27				他	C	
610	003	田川郡福智町	上野	フクヤマ		17				他	C	
610	004	田川郡福智町	弁城	ハチガタニ				3		他	B	
610	005	田川郡福智町	弁城	シヨウト				4		他	B	
610	006	田川郡福智町	弁城	シナシ		11				他	B	
610	007	田川郡福智町	弁城	キチエモンダニ		10				他	B	
610	008	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ				2		他	C	
610	009	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ			5			他	C	
610	010	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ				4		他	C	
610	011	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ			5		1	他	C	
610	012	田川郡福智町	伊方	ヒロタニ		18				他	B	
610	013	田川郡福智町	伊方	ツリヤマ			8			他	B	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

1-14 地すべり危険地区

(民有林)

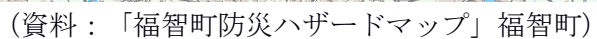
令和2年4月現在

危険地区 番号		位 置			保全対象						危険度 ランク	備考
町	地区	町名	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路		
610	001	田川郡福智町	弁城	カキノダニ		49				市	A	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編Ⅱ）」（令和2年10月16日）福岡県）

このハザードマップは大雨時に危険な場所（洪水の予想される区域）、危険の程度（想定される浸水の高さ）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、避難場所等の災害対応のための情報などを掲載しています。

- 避難場所を確認しておきましょう。
- 万が一の災害に備えて、家族や地域での話し合いや日頃からの防災対策に役立てましょう。
- 災害はさまざまなケースが起こりえます。状況に応じて避難所へ避難し、必要に応じて置る屋内避難など判断しましょう。
- このハザードマップは種類の中でも使用できる紙で作成していますので、避難する際は、このハザードマップも携帯しましょう。



1-16 防災重点ため池

ため池名	所在地
立岩池	伊方 1756
二重ヶ池	金田
御手洗池	神崎 563
床波池	神崎 727
山ノ神池	神崎 1519 外
櫟谷池	神崎 1084
白迫池	神崎
大牟田池	神崎 1094-1
蟹ヶ迫池	神崎 604
大谷池	上野 16-2
清水ヶ谷池	上野字清水ヶ谷
常福池	上野字常福
上野飛越池	上野字飛越 1162
宮馬場池	上野 752
鹿堀池	上野字鹿堀 2701
尻ノ池	上野字尻ノ池 2763
中ノ池	上野字中ノ池 2922-1
口ノ池	上野字口ノ池 2927
大浦池	上野字大浦 3677
大久保新池	上野字大久保 3134
平原池	上野字平原 3602
平石池	上野 3134
平ノ池	上野 1889
東光寺池	市場 1889
寺ヶ浦池	市場 1261
丹波ヶ浦下池	市場 1228

ため池名	所在地
丹波ヶ浦上池	市場 1236
飛石下池	市場 1215
吉ヶ浦下池	市場 1005
吉ヶ浦上池	市場 1006-1
飛越池	市場 785
大浦下池	上野 3726
鋤木田池	上野 3872
小浦池	上野 2605
郷ノ谷上池	上野 3148
郷ノ谷中池	上野 3153
名儀野池	上野 2470
山首下池	上野 1247
飛熊池	上野 2566
土持池	上野 2950
稻荷池	上野 3054
菖蒲池	上野 938
土井首池	上野 1185
今屋敷池	上野 965
棕池	上野字常福
熊野池	上野 1294
堀田池	上野 1370
稻荷下池	上野字堀田
稻荷上池	上野字堀田
増財池	市場 1893
切寄池	市場 1359
飛石上池	市場 1214
長浦池	市場 785
山首上池	上野 1247
久留守溜池	弁城 735-1
近吉溜池	弁城 1262-1
葛原溜池	弁城字葛原 1638-1
上内屋敷溜池	弁城 1211-2
下内屋敷溜池	弁城 1218-1

ため池名	所在地
貴船溜池	弁城 1855
荒迫溜池	弁城 1687
第一隠田溜池	弁城 2175-1
第三隠田溜池	弁城 2182
第四隠田溜池	弁城 2201-2
岩留溜池	弁城 2241
迫溜池	弁城 3687-1
奥池溜池	弁城字 1595
長迫溜池	伊方 1131-2
立岩溜池	伊方 1772-1
口縄溜池	伊方 1936-1
高崎上溜池	伊方 2421
高崎下溜池	伊方 2421
東長浦溜池	伊方 2499
栗川溜池	伊方 1174
大原溜池	伊方 484-1
朝倉溜池	伊方 476
油田溜池	弁城 4182
右京畑溜池	弁城 1145
六田田溜池	弁城 1802-1
吉右衛門谷溜池	弁城 547
中原新池	伊方 1985-1
萩ヶ原溜池	伊方 804
田渕溜池	伊方 3828
園田溜池	弁城 2612
明連寺溜池	伊方字明連寺
葛原小池	弁城 1654-17
相原池	神崎 651
狐谷池	上野 270
雨ヶ浦池	市場 1497
風呂ヶ谷溜池	弁城 3581
隠田小池	弁城 2222
迫小池	弁城 3568

1-17 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

■高齢福祉・介護施設

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	浸水想定 区域
特別養護老人ホーム 慶寿園	福智町上野 3175-3	○	
特別養護老人ホーム 福智園	福智町弁城 4193-28	○	
グループホーム ふくち	福智町弁城 4193-28	○	
デイサービスはな	福智町弁城 3081-1		○
グループホームほのぼの	福智町弁城 3081-1		○
そよ風の郷	福智町弁城 3081-1		○
介護保険施設 慈恵苑	福智町弁城 3557	○	
デイサポート みろく	福智町伊方 663-1	○	
ケアホーム 西友	福智町赤池 68-26		○
グループホームなごみ苑	福智町金田 987		○
社会福祉法人若草会 グループホーム若草	福智町神崎 1910-1		○
デイサービス 優心	福智町赤池 628		○

■障がい者支援施設

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	浸水想定 区域
シルバーメディカル(株) ほたるリゾート	福智町上野 1988	○	
(株)ブリステージ ふれあいの森	福智町弁城 3719-3	○	
みろく園	福智町伊方 610	○	
第二みろく園	福智町伊方 617-3	○	
グループホーム クローバー	福智町神崎 1626-3		○
サンライフ田川	福智町神崎 1623-2		○

■児童福祉施設

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	浸水想定 区域
神崎保育園	福智町神崎 1716-1		○
宝見保育園	福智町金田 1336-2		○
金田保育園	福智町金田 958-6		○
福智町立赤池中学校	福智町市場 336	○	
福智町立市場小学校	福智町市場 334		○
市場小学校学童クラブ	福智町市場 334		○

2-1 福智町防災行政無線

無線局設置場所(同法通信系親局、拡声子局)

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(W)	設(常)置場所
0	同報系親局	福智町役場	ぼうさいふくちまちやくば	59.255	1.0	福智町金田 937—2
1	拡声子局	平原	ふくちまちひらばる	59.255	0.01	福智町金田 60—1
2	〃	水神社	ふくちまちすいじんしゃ	59.255		福智町金田 275—100
3	〃	上金田公民館	ふくちまち かみかなだこうみんかん	59.255		福智町金田 313—14
4	〃	高見区	ふくちまちたかみく	59.255		福智町金田 362—9
5	〃	東金田	ふくちまちひがしかなだ	59.255		福智町金田 507—1
6	〃	一区公民館	ふくちまち いっくこうみんかん	59.255		福智町金田 619—1
7	〃	西金田 1	ふくちまちにしかなだ 1	59.255		福智町金田 582
8	〃	西金田 2	ふくちまちにしかなだ 2	59.255		福智町金田 841—16
9	〃	三区公民館	ふくちまち さんくこうみんかん	59.255		福智町金田 654—5
10	〃	亀の甲	ふくちまちかめのこう	59.255		福智町金田 990—1
11	〃	宝見	ふくちまちたからみ	59.255		福智町金田 1374—3
12	〃	町民会館	ふくちまち ちょうみんかいかん	59.255		福智町金田 1153—1
13	〃	昭和町	ふくちまちしょうわまち	59.255		福智町金田 1170—8
14	〃	人見	ふくちまちひとみ	59.255		福智町金田 1587—5
15	〃	人見坂	ふくちまちひとみざか	59.255		福智町神崎 1684—6
16	〃	若草団地	ふくちまち わかくさだんち	59.255		福智町神崎 1568—2
17	〃	笹尾	ふくちまちささお	59.255		福智町神崎 1534
18	〃	高尾	ふくちまちたかお	59.255	0.01	福智町神崎 1533—1
19	〃	福吉 1	ふくちまちふくよし 1	59.255		福智町神崎 1098—1
20	〃	福吉 2	ふくちまちふくよし 2	59.255		福智町神崎 1098—1
21	〃	星ヶ丘	ふくちまちほしがおか	59.255		福智町神崎 1098—87
22	〃	神崎浄水場	ふくちまちこうざきじょう すいじょう	59.255		福智町神崎 1098—68
23	〃	神崎 2 公民館	ふくちまちこうざき 2 こうみんかん	59.255		福智町神崎 1238—1
24	〃	神崎 ライスセンター	ふくちまち こうざきライスセンター	59.255		福智町神崎 1743—1
25	〃	福丸	ふくちまちふくまる	59.255		福智町神崎 1857—4
26	〃	児童館	ふくちまちじどうかん	59.255		福智町神崎 1876—1
27	〃	七十石	ふくちまちしちじっこく	59.255		福智町神崎 2003—1
28	〃	神崎 1 公民館	ふくちまちこうざき 1 こうみんかん	59.255		福智町神崎 969
29	〃	平和台	ふくちまちへいわだい	59.255		福智町神崎 1056—25
30	〃	田の口	ふくちまちたのくち	59.255		福智町神崎 1040—2
31	〃	金田中学校	ふくちまち かなだちゅうがっこう	59.255		福智町神崎 1021—1

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(W)	設(常)置場所
32	拡声子局	太陽区	ふくちまちたいようく	59.255		福智町神崎 873—1
33	〃	南木 1	ふくちまちみなぎ 1	59.255		福智町神崎 1094—2
34	〃	南木 2	ふくちまちみなぎ 2	59.255		福智町神崎 149—1
35	〃	南木 3	ふくちまちみなぎ 3	59.255	0.01	福智町神崎 500
36	〃	福智町方城支所	ふくちまち ほうじょうししよ	59.255	0.1	福智町弁城 2237—1
37	〃	上弁城-1	ふくちまち かみべんじょう 1	59.255		福智町弁城 346—1
38	〃	上弁城-2	ふくちまち かみべんじょう 2	59.255	0.05	福智町弁城 847—2
39	〃	野地	ふくちまのじ	59.255		福智町弁城 1455
40	〃	浄万寺	ふくちまちじょうまんじ	59.255		福智町弁城 1751
41	〃	新町	ふくちまちしんまち	59.255		福智町弁城 3813—5
42	〃	久六	ふくちまちきゅうろく	59.255		福智町弁城 2165—3
43	〃	春田	ふくちまちはるだ	59.255		福智町弁城 2474—1
44	〃	迫-1	ふくちまちさこ 1	59.255		福智町弁城 5275
45	〃	迫-2	ふくちまちさこ 2	59.255		福智町弁城 4068—2
46	〃	二川田	ふくちまちにかわだ	59.255		福智町弁城 3160
47	〃	草場	ふくちまちくさば	59.255		福智町弁城 2687—11
48	〃	松原	ふくちまちまつばら	59.255		福智町弁城 2338—4
49	〃	伊方	ふくちまちいかた	59.255		福智町伊方 4478—3
50	〃	伊方小学校	ふくちまち いかたしょうがっこう	59.255		福智町伊方 3922
51	〃	矢久保	ふくちまちやくぼ	59.255		福智町伊方 4848
52	〃	前村	ふくちまちまえむら	59.255		福智町伊方 3730—1
53	〃	西古門	ふくちまちにしふるかど	59.255		福智町伊方 3310—1
54	〃	東古門-1	ふくちまち ひがしふるかど 1	59.255		福智町伊方 2723—2
55	〃	東古門-2	ふくちまち ひがしふるかど 2	59.255		福智町伊方 2923—7
56	〃	古門団地	ふくちまち ふるかどだんち	59.255	0.5	福智町伊方 2753
57	〃	大黒	ふくちまちだいこく	59.255		福智町伊方 2425
58	〃	野添	ふくちまのぞえ	59.255		福智町伊方 2281—2
59	〃	東ヶ丘	ふくちまちひがしがおか	59.255		福智町伊方 2476—26
60	〃	中原	ふくちまちなかばる	59.255		福智町伊方 2155
61	〃	新門	ふくちまちしんかど	59.255		福智町伊方 4220—1
62	〃	萩ヶ原	ふくちまちはぎがはら	59.255		福智町伊方 805
63	〃	見六-1	ふくちまちみろく 1	59.255		福智町伊方 1005—1
64	〃	丸山	ふくちまちまるやま	59.255		福智町伊方 1789—1
65	〃	長浦	ふくちまちながうら	59.255	0.1	福智町伊方 1575—2
66	〃	見六-2	ふくちまちみろく 2	59.255		福智町伊方 1131—2
67	〃	広谷-1	ふくちまちひろたに 1	59.255		福智町伊方 591—1

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力 (w)	設(常)置場所
68	拡声子局	広谷-2	ふくちまちひろたに 2	59.255	1.0	福智町伊方 5002 しがの谷橋
69	再送信子局	赤池高区配水池	ぼうさいふくちまちあか いけこうくはいすいち	59.255 61.925	0.1 0.1	福智町赤池 474—5
70	拡声子局	伏原	ふくちまちふしはら	61.925		福智町赤池 367—38
71	〃	22 支所	ふくちまち 22 ししよ	61.925		福智町赤池 367—272
72	〃	伏原団地	ふくちまちふしはらだんち	61.925		福智町赤池 389
73	〃	光林寺	ふくちまちこうりんじ	61.925		福智町赤池 348
74	〃	上桜浄水場	ふくちまちかみぎくら じょうすいじょう	61.925		福智町赤池 399—1
75	〃	北町配水池	ふくちまち きたまちはいすいち	61.925		福智町赤池 528—70
76	〃	赤池ニュータウン	ふくちまち あかいけニュータウン	61.925		福智町赤池 510—42
77	〃	生力集会所	ふくちまちしょうりき しゅうかいしよ	61.925		福智町赤池 1017—145
78	〃	赤池支所	ふくちまち あかいけししよ	61.925	0.01	福智町赤池 970—2
79	〃	10 区	ふくちまち 10 く	61.925		福智町赤池 578—3—1
80	〃	11 支所	ふくちまち 11 ししよ	61.925		福智町赤池 139—2
81	〃	岩屋教育集会所	ふくちまちいわやきょう いくしゅうかいしよ	61.925		福智町赤池 863
82		削除	削除	削除		削除
83	〃	猿田	ふくちまちさるた	61.925		福智町市場 17—15
84	〃	市場	ふくちまちいちば	61.925		福智町市場 805—1
85	〃	市場農協	ふくちまちのうきょう	61.925		福智町市場 477
86	〃	草場	ふくちまちくさば	61.925		福智町市場 1676—1
87	〃	諏訪山	ふくちまちすわやま	61.925	0.01	福智町上野 4181—2
88	〃	鋤木田	ふくちまちすいきだ	61.925		福智町上野 3538
89	〃	大浦	ふくちまちおおうら	61.925		福智町上野 3670
90	〃	天郷団地	ふくちまちてんごうだんち	61.925		福智町上野 3617—6
91	〃	上天郷	ふくちまちかみてんごう	61.925		福智町上野 3154—5
92	〃	青年の家	ふくちまちせいねんのいえ	61.925		福智町上野 3109
93	〃	上野	ふくちまちあがの	61.925		福智町上野 1692
94	〃	原	ふくちまちはる	61.925		福智町上野 2924—1
95	〃	小路	ふくちまちこうじ	61.925	0.01	福智町上野 1989
96	〃	堀田	ふくちまちほりた	61.925		福智町上野 1387
97	〃	常福	ふくちまちつねふく	61.925		福智町上野 1165—2
98	〃	原田	ふくちまちはるだ	61.925		福智町上野 2108—2
99	〃	四区公民館	ふくちまち よんくこうみんかん	61.925		福智町上野 2486—1
100	〃	山崎	ふくちまちやまさき	61.925		福智町上野 657
101	〃	三区集会所	ふくちまち さんくしゅうかいしよ	61.925		福智町上野 376—2
102	〃	高見台	ふくちまちたかみだい	61.925		福智町上野 126—6

(資料：「福智町防災行政無線局管理運用規程」(平成 18 年 3 月 6 日) 福智町)

2－2 水防倉庫

施設名	所在地	備 考
福智町水防倉庫	福智町金田 937 番地 2	
方城水防倉庫	福智町弁城 2201 番地 7	

2-3 指定緊急避難場所

施設名	所在地	風水害	地震
上金田集会所	福智町金田 313 番地	×	○
神崎一公民館	福智町神崎 969 番地	○	○
笹尾公民館	福智町神崎 1534 番地	○	○
神崎二公民館	福智町神崎 1243 番地	○	×
神崎三公民館	福智町神崎 1994 番地 2	×	○
福吉公民館	福智町神崎 1533 番地 1	○	○
平原公民館	福智町金田 60 番地 1	○	○
ふれあいスポーツ公園多目的広場	福智町神崎 1098 番地 1	—	○
金田義務教育学校グラウンド	福智町金田 1283 番地	—	○
旧金田中学校グラウンド	福智町神崎 918 番地	—	○
第 3 支所集会所	福智町上野 376 番地 2	○	×
第 5 支所集会所	福智町上野 4029 番地	○	○
第 7 支所集会所	福智町市場 711 番地	×	○
猿田集会所	福智町市場 17 番地 7	○	×
第 1 0 支所集会所	福智町赤池 919 番地 1	×	○
第 1 2 支所集会所	福智町赤池 1158 番地 3	×	○
第 1 3 支所集会所	福智町赤池 296 番地 2	○	○
第 1 4 支所集会所	福智町赤池 205 番地 11	○	○
第 1 5 支所集会所	福智町赤池 371 番地 144	○	○
第 1 6 支所集会所	福智町赤池 371 番地 77	○	○
第 1 8 支所集会所	福智町赤池 427 番地 2	○	○
第 2 0 支所集会所	福智町赤池 521 番地 55	○	○
第 2 2 支所集会所	福智町赤池 367 番地 272	○	○
緑ヶ丘 N T 集会所	福智町赤池 971 番地 1	○	○
赤池 N T 集会所	福智町赤池 510 番地 42	○	○
生力 N T 集会所	福智町赤池 1017 番地 145	○	○
天郷教育集会所	福智町上野 3648 番地 3	○	×
市場教育集会所	福智町市場 876 番地 1	○	×
福智町赤池グラウンド	福智町赤池 970 番地 7	—	○
市場小学校グラウンド	福智町市場 334 番地	—	○
上野小学校グラウンド	福智町上野 2622 番地	—	○
赤池中学校グラウンド	福智町市場 336 番地	—	○
上弁城集会所	福智町弁城 1126 番地 1	○	○
新町集会所	福智町弁城 3812 番地 2	○	○
浄万寺集会所	福智町弁城 1749 番地 2	○	○
久六集会所	福智町弁城 2180 番地 1	○	○
春田集会所	福智町弁城 2474 番地 1	○	○
迫集会所	福智町弁城 3349 番地 1	×	○
宝珠集会所	福智町弁城 2553 番地 1	○	○

施設名	所在地	風水害	地震
草場集会所	福智町弁城 2687 番地 11	○	○
二川田集会所	福智町弁城 2987 番地 1	×	○
見六集会所	福智町伊方 1005 番地 1	○	○
中原集会所	福智町伊方 2159 番地 1	○	○
新門上集会所	福智町伊方 4222 番地 1	○	○
新門下集会所	福智町伊方 4134 番地 1	○	○
野添集会所	福智町伊方 2288 番地 1, 2	○	○
西古門集会所	福智町伊方 3309 番地 1	○	○
東古門集会所	福智町伊方 2972 番地 5, 6	×	○
古門団地集会所	福智町伊方 2753 番地 1	○	○
前村集会所	福智町伊方 3271 番地	○	○
大黒団地集会所	福智町伊方 2425 番地	○	○
犬星集会所	福智町伊方 3647 番地 2	×	○
後谷集会所	福智町伊方 3978 番地 1	○	○
鶴ヶ丘集会所	福智町伊方 4000 番地 36	○	○
八幡町大正町集会所	福智町伊方 4500 番地 27、30、62	○	○
東区集会所	福智町伊方 4510 番地 140	○	○
山の手集会所	福智町伊方 4753 番地 1	○	○
松原集会所	福智町弁城 2338 番地 4	○	○
萩ヶ原団地集会所	福智町伊方 4474 番地 17	○	○
湧湊団地集会所	福智町伊方 4474 番地 10	○	○
東長浦団地集会所	福智町伊方 2490 番地 1	○	○
職員区集会所	福智町伊方 4615 番地 1	○	○
東ヶ丘集会所	福智町伊方 2476 番地 29	○	○
県営方城団地集会所	福智町弁城 2575 番地	○	○
福智町方城グラウンド	福智町伊方 4478 番地 4	—	○
伊方小学校グラウンド	福智町伊方 3922 番地	—	○
弁城小学校グラウンド	福智町弁城 1936 番地	—	○
方城中学校グラウンド	福智町伊方 3862 番地	—	○

2-4 指定避難所

自主避難所

施設名	所在地	電話番号	風水害	地震
福智町公民館 金田分館	福智町金田 1153 番地 1	0947-22-2200	○	×
中央公民館	福智町赤池 970 番地 3	0947-28-4100	○	×
福智町公民館 方城分館	福智町伊方 4480 番地 1	0947-22-4300	○	×

指定避難所

施設名	所在地	電話番号	風水害	地震
金田義務教育学校	福智町金田 1283 番地	0947-22-9007	○	○
福智町金田体育センター	福智町神崎 1098 番地 130	0947-22-5868	○	○
福智町ふれあい塾	福智町神崎 1094 番地	0947-22-5400	○	○
福智町立市場小学校	福智町市場 334 番地	0947-28-2009	×	○
福智町立上野小学校	福智町上野 2622 番地	0947-28-2133	○	○
福智町立赤池中学校	福智町市場 336 番地	0947-28-2117	○	○
大浦隣保館	福智町上野 3671 番地 3	0947-28-3139	○	×
福智町方城体育館	福智町伊方 4480 番地 1	0947-22-4300	○	○
福智町立伊方小学校	福智町伊方 3922 番地	0947-22-0127	○	○
福智町立弁城小学校	福智町弁城 1936 番地	0947-22-0129	○	○
福智町立方城中学校	福智町伊方 3862 番地	0947-22-0237	○	○
福智町方城保健センター	福智町弁城 2239 番地 10	0947-22-2401	○	○
ふれあい館	福智町弁城 2212 番地 4	0947-22-3736	○	○
やすらぎ館	福智町伊方 3042 番地	0947-22-2098	×	○
福智町地域交流センター	福智町伊方 4478 番地 1	0947-22-4300	○	○
福智町方城 児童センター	福智町伊方 4488 番地 1	0947-22-7403	○	○

2-5 福祉避難所

施設名	所在地	電話番号	風水害	地震
福智町 コスモス保健センター	福智町赤池 970 番地 1, 2	0947-28-9500	○	○

2-6 児童福祉施設

施設名	所在地	電話番号	備 考
福智町方城児童センター	福智町伊方 4488 番地 1	0947-22-7403	
地域子育て支援センター	福智町弁城 2239 番地 10 方城保健センター	0947-22-2401	

(資料：福智町 HP)

2-7 医療機関

施設名	所在地	電話番号	備 考
医療法人上野病院	田川郡福智町上野 3420	0947-28-2182	
田川慈恵病院	田川郡福智町弁城 3552	0947-22-1887	
方城療育園	田川郡福智町弁城 4193-15	0947-22-5888	

(資料：福岡県 HP 福岡県病院名簿(R2. 4. 1 現在))

診療所

施設名	所在地	電話番号	備 考
コスモス診療所	田川郡福智町赤池 970-1	0947-28-2083	
方城診療所	田川郡福智町弁城 2239-10	0947-22-0242	

(資料：福智町 HP)

施設名	所在地	電話番号	備 考
宇都宮医院	田川郡福智町金田 924-4	0947-22-0038	
医療法人 たくまクリニック	田川郡福智町金田 1858-10	0947-22-7770	
医療法人 赤池協同医院	田川郡福智町赤池 521	0947-28-3750	
医療法人壽仁会 方城中央クリニック	田川郡福智町伊方 4451-2	0947-22-7777	
原田眼科	田川郡福智町赤池 240-1	0947-28-6767	

(資料：病院ナビ <http://byoinnavi.jp/>)

2-8 歯科医院

施設名	所在地	電話番号	備 考
さくら歯科	田川郡福智町金田 934-8	0947-22-7875	
田中歯科医院	田川郡福智町赤池 931-4	0947-28-2464	
医療法人正和会 ひまわり 歯科	田川郡福智町赤池 927-6	0947-49-8888	
医療法人 すみれクリニック	田川郡福智町金田 60-23	0947-22-5788	
すぎはら歯科医院	田川郡福智町伊方 4487-23	0947-22-0233	
ながすえ歯科クリニック	田川郡福智町弁城 3527-1	0947-22-6363	
永末歯科医院	田川郡福智町金田 841-11	0947-22-0070	
永富歯科クリニック	田川郡福智町神崎 871-4	0066-98021-93441	
ひいらぎ歯科医院	田川郡福智町金田 921-16	0947-22-0338	

(資料：病院ナビ <http://byoinnavi.jp/>)

2-9 保育所（園）

施設名	所在地	電話番号	備 考
神崎保育園	福智町神崎 1716 番地 1	0947-22-3399	
第一保育所	福智町弁城 1840 番地 4	0947-22-4476	
福智中央保育園	福智町伊方 4491 番地 2	0947-22-0450	
金田保育園	福智町金田 958 番地 6	0947-22-0435	
そよ風保育園	福智町金田 273 番地	0947-22-3653	
宝見保育園	福智町金田 1336 番地 2	0947-22-4435	
赤池保育所	福智町赤池 859 番地	0947-28-2257	
市場保育所	福智町市場 692 番地	0947-28-2635	
上野保育所	福智町上野 2197 番地	0947-28-2244	
中尾保育所	福智町赤池 418 番地 47	0947-28-3073	
ぎんなん保育園	福智町伊方 3958 番地 1	0947-22-0253	
すずらん保育所	福智町伊方 4448 番地	0947-22-5177	

(資料：福智町 HP)

施設名	所在地	電話番号	備 考
ひらばる幼稚園	田川郡福智町金田 275 番地 154	0947-22-5622	

(資料：福智町 HP)

2-10 災害時における臨時ヘリポート

所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考（広さ） 巾m×長さ
金田 962	旧金田小学校グラウンド	福智町	7,776 m ²
神崎 918	旧金田中学校グラウンド	福智町	5,360 m ²
神崎 1056-1	金田球場	福智町	10,350 m ²
神崎 1098-1	金田ふれあいスポーツ公園多目的広場	福智町	14,799 m ²
金田 1159-1	ふれあいイベント広場	福智町	4,956 m ²
上野 2622	上野小学校グラウンド	福智町	100×80
市場 334	市場小学校グラウンド	福智町	100×100
市場 336	赤池中学校グラウンド	福智町	100×100
赤池 976-7	赤池グラウンド	福智町	125×80
彦山川河川敷	彦山川中元寺川合流点河川敷	遠賀川河川事務所	50×400
赤池 970-8	赤池球場	福智町	50×80
伊方 3862	方城中学校グラウンド	福智町	100×96
伊方 3922	伊方小学校グラウンド	福智町	77×75
弁城 1936	弁城小学校グラウンド	福智町	70×70
伊方 4478-4	方城グラウンド	福智町	130×80

（資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和3年1月修正） 福岡県）

2－11 空中消火用離着陸場一覧表

管轄消防本部名	空中消火用離着陸場名	地名・地番	保 有
田川地区消防本部	福智町方城グランド	福智町伊方	1

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和3年1月修正） 福岡県）

2-12 ゴミ焼却施設

令和2年4月1日現在

施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)	備 考
下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ストーカ炉 ・バッチ運転	20×2 炉	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和3年1月修正） 福岡県）

2-13 し尿処理施設

令和2年4月1日現在

施設名	竣工年月	型式	能力 (kL／日)	備 考
下田川クリーンセンター	平成3年3月	高負荷 膜分離	93.0	

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和3年1月修正） 福岡県）

2-14 給水車及び給水タンク保有状況

令和2年5月31日現在

市町村	給水車		トラック							給水タンク				
	1t	2t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	0.75t	0.5t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t
田川広域 水道企業団		1		1						1		1		12

(資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」（令和3年1月修正） 福岡県）

3-1 災害時の連絡先

平成 26 年 3 月現在

名 称	T E L	防災行政無線 TEL	(防災無線)FAX	住 所
町 行 政 機 関				
福智町役場	0947-22-0555 FAX 22-0782	78-603-70	78-603-75	田川郡福智町金田 937-2
福智町消防団	0947-22-0555 FAX 22-0782			田川郡福智町金田 937-2
福 岡 県				
災害時優先電話	092-641-4734			福岡市博多区東公園 7-7
【防災危機管理局】	FAX 643-3117		78-700-7390 ～7393、7399	〃
防災企画課				〃
課長	092-643-3106	78-700-7020		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-7021		〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7022		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
消防防災指導課				〃
消防係	092-643-3111	78-700-7023		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7022		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
災害対策本部室	092-643-3986 ～3989	78-700-7500 ～7504		〃
行政経営企画課	092-643-3027	78-700-7012		〃
県民情報広報課	092-622-1907	78-700-7016		〃
総合政策課	092-641-6657	78-700-7032		〃
保健医療介護総務課	092-622-6394	78-700-7042		〃
商工政策課	092-622-1404	78-700-7062		〃
農林水産政策課	092-641-4665	78-700-7072		〃
福祉総務課	094-622-6394	78-700-7082		〃
河川課	092-622-5108	78-700-7103	78-700-7396	〃
県土整備総務課	092-641-4457	78-700-7102		〃
建築都市総務課	092-622-0618	78-700-7112		〃
会計管理局会計課	092-641-3934	78-700-7122		〃
飯塚農林事務所	0948-21-4951	78-820-701 (総務課長)	78-820-760	飯塚市新立岩 8-1
田川県土整備事務所	0947-42-9111	78-819-711 (総務企画課長)	78-819-761 (用地課)	田川市大字伊田 4543-1
田川保健福祉事務所	0947-42-9313	78-832-740 (総務企画課)	78-832-763 (総務企画課)	田川市大字伊田松原通り 3292-2
警 察				
福岡県警察本部	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
田川警察署	0947-42-0110			田川市平松町 3-36
田川警察署 金田交番 赤池交番 方城交番	0947-22-0110 0947-28-2110 0947-22-1233			田川郡福智町金田 704 田川郡福智町赤池 1128-5 田川郡福智町伊方 4448-47

名 称	T E L	防災行政無線 TEL	(防災無線) FAX	住 所
指定地方行政機関				
国土交通省 遠賀川河川事務所	0949-22-1830			直方市溝堀 1 丁目 1-1
福岡管区气象台	092-725-3600	78-981-70		福岡市中央区大濠 1-2-36
九州農政局 北九州地域センター	093-571-3623			北九州市小倉北区田町 2-31
九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
自衛隊				
陸上自衛隊 第 4 師団司令部 (第 3 部防衛班)	092-591-1020	78-983-70		春日市大和町 5-12
陸上自衛隊 第 2 高射特科団	0948-22-7651			飯塚市大字津島 282
指定公共機関				
金田郵便局 赤池郵便局 方城郵便局	0947-22-0042 0947-28-2042 0947-22-0901			田川郡福智町金田 1107-2 田川郡福智町赤池 521-60 田川郡福智町伊方 3967-1
西日本電信電話(株)	092-474-6160			福岡市博多区博多駅東 2-3-1
九州電力(株) 田川営業所	0120-986-105			田川市大字奈良 1639-5
九州旅客鉄道(株)	092-474-2643			福岡市博多区博多駅前 3-25-21
日本赤十字社 福岡県支部	092-523-1171	78-980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会 福岡放送局	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
その他防災上重要な機関				
田川地区消防本部	0947-44-0650	78-669-70	78-669-75	田川市川宮 1570
福智町商工会	0947-28-5055			田川郡福智町赤池 968
田川農業協同組合	0947-44-4030			田川市伊田 3550
福智町社会福祉協 議会	0947-22-6631			田川郡福智町金田 1154-2 金田社会福祉センター内
田川医師会	0947-44-1647			田川市伊田町 2735-23
田川歯科医師会	0947-42-3095			田川市大字伊加利 1585-7
田川薬剤師会	0947-42-8883			田川郡川崎町池尻 607
福岡県病院薬剤師会	092-642-5921			福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院薬剤部内
下田川清掃施設組合	0947-22-0220			田川郡福智町弁城 3205-1
平成筑豊鉄道(株)	0947-22-1000			田川郡福智町金田 1145-2
西鉄バス筑豊(株)	0947-44-0248			田川市弓削田字秋丸 233-3

■ 例規、基準、応援協定等

4-1 福智町防災会議条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 14 号

福智町防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、福智町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福智町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 福智町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 福岡県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、1 人、5 人及び 4 人とする。
- 7 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、福岡県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

4-2 福智町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 15 号

福智町災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、福智町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

4-3 福智町消防団の組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 6 日規則第 88 号

福智町消防団の組織等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 26 規則 1・一部改正)

(組織)

第 2 条 福智町消防団の設置等に関する条例(平成 18 年福智町条例第 148 号)に基づき設置した福智町消防団(以下「消防団」という。)の組織は、本部分団のほか、14 個分団で構成する。

(本部の位置)

第 3 条 消防団の本部は、福智町役場内に置く。

(分団の名称及び区域)

第 4 条 消防団の各分団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名 称	区 分
本部分団	町内一円
第 1 分団	敷島町、新町、本町、天神町、昭和町、宝見、人見
第 2 分団	東金田、西金田、堀川
第 3 分団	上金田、平原、高見町
第 4 分団	東古門、中古門、西古門、大黒、東長浦
第 5 分団	八幡町、鶴ヶ丘、大正町、東区、山の手、松原、矢久保、荻ヶ原、職員区、犬星、後谷、前村、大正町、湧湊
第 6 分団	丸山、長浦、見六、広谷、中原、新門、野添、東ヶ丘
第 7 分団	上弁城、新町、浄万寺、久六、春田、迫、宝珠、草場、二川田
第 8 分団	上里、中里、山崎、大谷、高見台、板取、北田
第 9 分団	天郷、皿山、小路、原、堀田、常福、今屋敷、原田、薬王寺、大久保
第 10 分団	天郷、大浦、上谷、中谷、下谷、諏訪山
第 11 分団	上組、下組、春日、市津、石松、猿田、8 の 1～8 の 5、吉ヶ浦
第 12 分団	松本、朝日町、中央台、上桜、下桜、西ヶ丘、ひまわり、中町、南町、東町、北町、新町、花園、コスモスタウン、小藤、西町、下西町、伏原、緑ヶ丘ニュータウン、赤池ニュータウン、生力ニュータウン、桜ニュータウン、サントウン、工場団地
第 13 分団	東組、中組、西組、岩屋組、上の原、板屋、本町、貴船、旭ヶ丘、下町、大和町、昭和町、稲荷町、車道、暁町、徳人原、伏原、高尾、上寿、下寿、西寿
第 14 分団	神崎、南木、福吉、竹本、太陽、星ヶ丘

(消防団員の階級)

第 5 条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員

とする。

(消防団員の職務)

第6条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
消防団長	消防団を統括し、消防団員を指揮し、監督する。
副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務をつかさどる。
班長	上司の命を受け、当該班の事務をつかさどる。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

2 消防団長及び副団長が共に事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名するものが消防団長の職務を代理する。

(消防訓練及び礼式)

第7条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

(消防団員の服制)

第8条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4-4 福智町消防団の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 148 号

福智町消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 26 条例 4・一部改正)

(設置)

第 2 条 本町に、消防団を設置する。

(名称及び区域)

第 3 条 前条に規定する消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 福智町消防団

区域 福智町一円

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4-5 福智町消防団員の定員、任免、職務等に関する条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 149 号

福智町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 19 条及び第 22 条から第 25 条までの規定に基づき、非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 26 条例 5・一部改正)

(定員)

第 2 条 消防団員の定数は、395 名とする。

2 役付団員の階級及び定員は、次のとおりとする。

団長 1 名
副団長 3 名
分団長 15 名
副分団長 17 名
部長 若干名
班長 若干名

(令 2 条例 3・一部改正)

(任用)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は、次に掲げる者のうちから町長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は町内に勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で身体強健な者

2 前条第 2 項に規定する役付団員の任用については、団長が団員のうちから選考し、町長の承認を得て任用する。

3 役付団員の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

(令 2 条例 3・一部改正)

(欠格事項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 6 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 箇月以上本町内の居住地を離れて生活する者

(分限)

第 5 条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に定める場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 第2条第1項に規定する定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に居住地を移転し、又は勤務場所を移したとき。

(令2条例3・一部改正)

(懲戒)

第6条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行うものとする。

(手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ団長が定めた出動計画に従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(団員が居住地を離れる場合の義務)

第9条 団員が10日以上居住地又は勤務場所を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の団員は団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(秘密保持の義務)

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(阻害行為等の禁止)

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

(令2条例3・一部改正)

(費用弁償)

第13条 団員には、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 団員が公務遂行のため旅行したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。

(令2条例3・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の赤池町消防団条例(昭和 25 年赤池町条例第 147 号)、金田町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和 40 年金田町条例第 411 号)又は方城町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和 42 年方城町条例第 3 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日において、第 2 条に定める定員に過員を生ずる場合は、役付団員については平成 18 年 3 月 31 日までに、その他の団員については平成 22 年 3 月 31 日までに随時減員するものとする。
- 5 施行日の前日において合併関係町(合併前の赤池町、金田町及び方城町をいう。以下同じ。)の消防団員であった者で引き続き福智町消防団員となったものについては、第 3 条第 3 項の規定中「4 年」とあるのは、「平成 22 年 3 月 31 日まで」とする。ただし、合併関係町の消防団長、副団長であった者で福智町消防団長及び副団長にならなかったものについては、「本部付団長」及び「本部付副団長」として本部に在籍し、第 3 条第 3 項及び前項の規定にかかわらず、合併関係町での任期まで在任するものとする。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日条例第 16 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日条例第 3 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 12 条関係)

(平 27 条例 16・全改、令 2 条例 3・旧別表第 2 繰上)

報酬額

区 分	単 位	報 酬 額
団 長	年 額	73,000 円
副 団 長	〃	56,000 円
分 団 長	〃	39,000 円
副 分 団 長	〃	30,000 円
部 長	〃	25,000 円
班 長	〃	20,000 円
団 員	〃	17,000 円

別表第 2(第 13 条関係)

(令 2 条例 3・旧別表第 3 繰上)

消防団員費用弁償表

職 務 の 種 類	単 位	金 額
水 火 災	1 回	2,000 円
警 戒	〃	2,000 円
訓 練	〃	2,000 円
特別出動	〃	2,000 円

別表第 3 (第 13 条関係)
(令 2 条例 3 ・ 旧別表第 4 繰上)
消防団員費用弁償(旅費)表

職 名	種 別
団 長	一 般 職 相 当 額
副 団 長	〃
分 団 長	〃
副 分 団 長	〃
部 長	〃
班 長	〃
団 員	〃

4-6 福智町消防団員の定年に関する規則

平成 18 年 3 月 6 日規則第 89 号

福智町消防団員の定年に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、福智町消防団員の新陳代謝を図り、もって消防体制の強化に努めることを目的とする。

(定年)

第 2 条 消防団員の定年は、年齢 68 年とする。

(H25 規則 7・一部改正)

(定年による退職)

第 3 条 消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日に退職する。

2 役職消防団員は、任期満了日をもって退職する。ただし、任期満了日において 67 歳以上の者で、当該年度内に 68 歳に達するものは、任期満了日をもって勇退するものとする。

3 役職消防団員(団長及び副団長)が任期中に 68 歳に達したときは、任期満了日をもって退職する。

(H25 規則 7・一部改正)

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

4-7 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 150 号

福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 25 条の規定に基づき、消防団員で非常勤のものが退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

(平 26 条例 6・一部改正)

(退職報償金の支給額)

第 2 条 退職報償金は、非常勤消防団員として 5 年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第 3 条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が 1 年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が 1 年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第 4 条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が 1 年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合においては、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第 4 条の 2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第 5 条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、非常勤消防団員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制度)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、非常勤消防団員が合併前の赤池町、金田町又は方城町の非常勤消防団員(以下「合併前非常勤消防団員」という。)として勤務していた期間(合併前の赤池町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年赤池町条例第13号)、金田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年金田町条例第388号)又は方城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年方城町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により当該非常勤の消防団員として勤務した期間に合算しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。
- 3 施行日の前日までに退職した合併前非常勤消防団員で、施行日において合併前の条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年6月28日条例第158号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関

する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成 18 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

別表(第 2 条関係)(平 26 条例 6・全改)

退職報償金支給額

階 級	勤 務 年 数					
	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上
団 長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副 団 長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円
分 団 長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円
副 分 団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円
部 長 及 び 班 長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円
団 員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円

4－8 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 6 日規則第 90 号

福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成 18 年福智町条例第 150 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める階級)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて 1 年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

4-9 福智町消防団員退職記念品贈呈規程

平成 18 年 3 月 6 日訓令第 25 号

福智町消防団員退職記念品贈呈規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福智町消防団員が退職したときに、その功労に対し記念品を贈ることを目的とする。

(記念品)

第 2 条 町長は、別表に定めるそれぞれ在職期間及び階級の区分により記念品を贈呈するものとする。

(再入団者の取扱い)

第 3 条 既に記念品の贈呈を受けた者が再入団し、この規程により記念品を受けることとなるときは、その額は、前条に定める額の 2 分の 1 とする。

(贈呈の時期)

第 4 条 第 2 条に定める記念品の贈呈は、退職した時に行うものとする。

(階級及び在職年数)

第 5 条 階級は、退職日における階級とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条に規定する在職年数は、合併前の赤池町、金田町又は方城町における在職期間を通算する。

別表(第 2 条関係)

退職記念品額表

(単位：円)

在職年数 階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
団長	15,000	17,000	26,000	35,000	45,000
副団長	13,000	15,000	23,000	31,000	40,000
分団長	11,000	13,000	20,000	27,000	35,000
副分団長	9,000	11,000	17,000	23,000	30,000
部長	7,000	9,000	14,000	19,000	25,000
班長	5,000	7,000	11,000	15,000	20,000
団員	3,000	5,000	8,000	11,000	15,000

4-10 福智町消防委員会条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 147 号

福智町消防委員会条例

(設置)

第 1 条 本町における消防の十分な発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、福智町消防委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、消防団、消防行政に関する重要事項について、町長の諮問に応じ、又は町長に対し建議する。

(令元条例 13・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 消防関係者 4 名
- (2) 学識経験者 4 名
- 2 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める委員がその職務を代理する。

(令元条例 13・全改)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が毎年 1 回これを招集する。
- 3 委員会の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(令元条例 13・一部改正)

第 6 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 委員会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令元条例 13・一部改正)

(庶務)

第 7 条 委員会に書記を置き、書記は議長の命令を受けて庶務に従事する。

(令元条例 13・旧第 8 条繰上・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。
(令元条例 13・旧第 9 条繰上)

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-1-1 福智町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 6 日条例第 105 号

福智町災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
第 3 章	災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
第 4 章	災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
第 5 章	補則(第 16 条)
	附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

カ 兄弟姉妹

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、兄弟姉妹にあっては、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

- 第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の赤池町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成3年赤池町条例第6号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年金田町条例第630号)又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年方城町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年9月26日条例第13号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福智町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第2項、第14条第3項及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについては、なお従前の例による。

4-12 福智町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 6 日規則第 46 号

福智町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

目次

第 1 章	総則(第 1 条)
第 2 章	災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
第 3 章	災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
第 4 章	災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 18 条)
第 5 章	補則(第 19 条)
	附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福智町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年福智町条例第 105 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第 5 条** 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。
- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

- 第 6 条** 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。
- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人)

- 第 7 条** 保証人は、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有する者で、町長が適当と認める者でなければならない。

(調査)

- 第 8 条** 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第 9 条** 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第 10 条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第 5 号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 11 条 町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 12 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 13 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 15 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 16 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 17 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の赤池町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 53 年赤池町規則第 11 号)、金田町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 50 年金田町規則第 139 号)又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則(昭和 49 年方城町規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日 福智町規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日			
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日			
既 往 症		既存障害		治 癒 年 月 日	年 月 日			
療養の内容及び経過								
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)							
関 節 運 動 範 囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局番 年 月 日 病院又は 所在地 診療所の 名 称 診療担当 者氏名								

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年 賦 2 半年 賦 3 月 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)			
借入申込者について	フリガナ				男 女		年 月 日生 (歳)		
	氏 名								
	フリガナ				郵便番号		電話番号		
	現住所		(方)		〒		局 番		
	本 籍				勤務先の名称と所在地				
	職 業								
	世帯の状況と収入		氏名	世帯主との続柄	年齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤 務 先 ・ 学 校 名
		収入合計	円		支出合計	円			
資産の状況		土地	(1) 住宅㎡ (2) 田畑㎡ (3) 山林㎡		住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居			
		建物	(1) 自宅㎡ (2) その他㎡		生活保護	年 月 日から受給(生住教医)			
		負債	(内容)		(金額)		円		
連帯保証人 (保証人が書いてください。)	氏 名				男 女		年 月 日生 (歳)		
	現 住 所				本 籍 地				
	職 業			月 収	円	申込者との関係		家 族 数 人	
	資 産	土 地	(1) 宅地㎡ (2) 田畑㎡ (3) 山林㎡		勤務先	名 称			
		建 物	(1) 自宅㎡ (2) その他㎡			所 在 地	電話 局 番		

この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)						
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)						
資金の 使途	資金の使い方総額			円	資金の内訳			合計	円	
	に			円	災害援護資金で			円		
	に			円	手持資金で			円		
	に			円	その他()で			円		
	に			円						
被害の 状況	被災時の具体的状況							負 傷	全治	箇月
	住 居 の 被 害			(1) 全壊		(2) 半壊				
	家財の 被害	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額			
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計					
		整 理 だ ん す			畳(畳中で 畳が被害)					
		洋 服 だ ん す			障 子					
		鏡 台			ふ す ま					
		腰 掛 机			小 計					
		本 箱 ・ 本 だ な			そ の 他 被 害 の あ っ た 家 財					
		食 器 戸 だ な			品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額			
		食 卓 ・ 茶 ぶ 台			照 明 器 具					
		げ た 箱			じ ゅ う た ん					
		扇 風 機			石 油 ス ト ー ブ					
		電 気 や ぐ ら こ た つ			電 気 冷 蔵 庫					
		電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器			電 気 洗 濯 機					
		電 気 掃 除 機			ミ シ ン					
		電 気 ア イ ロ ン			自 転 車					
		テ レ ビ			ラ ジ オ					
		柱 時 計			目 覚 し 時 計					
		紳 士 用 腕 時 計			合 計					
		上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。								
		年 月 日			借入申込者 ㊞					
		上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。								
		年 月 日			連帯保証人 ㊞					
福智町長 様										

様式第 3 号 (第 9 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

利 子 年 1.5 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場 所

3 御持参なさるもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各 1 通

様式第 4 号 (第 9 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

利 子 年1.5パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名



住 所

保証人氏名



様式第 6 号 (第 13 条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏名

印

福智町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第 8 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 9 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

様式第 10 号(第 15 条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名

印

連帯保証人 住 所
氏 名

印

福智町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違 約 金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

福智町長 

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年	月	日償還予定の第	回償還金元金	円、利子	円に係る
年	月	日における違約金	円の支払を免除いたします。		

様式第 12 号(第 15 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)
に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 13 号(第 16 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付 番号					
借受人 氏名		貸付けを 受けた日	年 月 日	貸付 金額	円
償還 方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還 金額	円
免除 申請額	円(償還未済額の全部一部で)				
免除申請理由及び理由発生 年月日又は理由継続期間					
免除 申請 者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受の 人相又 続は人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人と の続柄	
	職業			勤務先及 び所在地	
保 証 人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人と の関係	
	職業		勤務先及 び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 印 福智町長 様					

様式第 14 号(第 16 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5%の率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号(第 16 条関係)

第 号

年 月 日

福智町長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号(第 18 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸 付 番 号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他	(変更の内容)			
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 福智町長 様				

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号			
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生		
	死亡した者の氏名						
	死亡した年月日	年 月 日		住所			
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所			
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考			
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所			
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名		続 柄	支給金額		
					円		
		住所					
	先順位者の有 無	有	・	無	同順位者の有 無	有	・
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有 無	有(その事由) 無			
備考	支給した職員						

(参考)規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

					決定番号	
障 害 者 に 関 する 事 項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名					
	障害の原因となる 負傷又は疾病の 状態となった年月日	年 月 日		住所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所		
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()			
障害の状況		法別表の該当事項(号)				
支 給 に 関 する 事 項	支 給 日			支給制限事由 に該当 の有無	有 〔その事由〕 無	
	支 給 場 所					
	支 給 金 額	円				
備 考	支 給 し た 職 員					

4－１３ 福智町防災行政無線局管理運用規程

平成 18 年 3 月 6 日

訓令第 6 号

福智町防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福智町防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、無線局の適正かつ効率的な管理及び運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 同報無線 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線通信をいう。
- (4) 親局 拡声子局及び戸別受信局に対し、同報無線を行う役場に設置した無線局をいう。
- (5) 拡声子局 親局からの通報を受信し、又は当該局からの情報を拡声装置により放送するとともに、親局からの制御により子局の情報を送信する無線局をいう。
- (6) 戸別受信局 親局からの通報を受信する受信局をいう。
- (7) 通信所 遠隔制御装置を設置した田川地区消防本部をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- (9) 通信取扱者 無線局の運用に携わる一般職員をいう。

(無線局の名称及び設置場所)

第 3 条 無線局の名称及び設置(常置)場所は、別表のとおりとする。

(無線局の組織等)

第 4 条 無線局に管理責任者、通信取扱責任者及び無線担当者を置く。

- (1) 管理責任者は、防災管理・管財課長をもって充てる。
- (2) 通信取扱責任者は、消防主任をもって充てる。
- (3) 無線担当者は、無線従事者の資格を有する職員をもって充てる。

(管理責任者等の任務)

第 5 条 管理責任者は、無線局の管理運用業務を総括し、通信取扱責任者を指揮監督する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の設備及び通信の運用状況を常に把握し、効率的な通信の運用がなされるよう設備の管理及び保全の総括を行う。

3 無線担当者は、上司の命を受け、当該無線設備の操作並びに管理及び保全の業務を行う。

(管理者)

第 6 条 次の部署に管理者を置く。

- (1) 同報系親局の通信操作を行う部署
- (2) 拡声子局、戸別受信局及び遠隔制御装置を配置された部署

2 管理者は、当該部署の長の職にある者をもって充てる。

3 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設及び設備の管理監督及び運用の業務を所掌し、事故を生じた場合は、直ちに管理責任者に届けるものとする。

(無線従事者の配置養成等)

第 7 条 管理責任者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下に、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)等関係法令を遵守し、法令に基づき無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第 9 条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類等を管理保管する。

2 無線業務日誌は、月 1 回、管理責任者の点検を受けるものとする。

(通信の原則)

第 10 条 通信は、防災及び行政事務以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

3 通信は、私的な営利目的に使用してはならない。拡声子局単体からの放送についても、同様とする。

(乱用の禁止)

第 11 条 通信は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第 12 条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第 13 条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 非常又は緊急な場合に行う通信をいう。
- (2) 一括通信 すべての無線局に対する通信をいう。
- (3) 普通通信 平常時に行う通信をいう。

(同報無線放送の種別)

第 14 条 同報無線放送の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一括放送 親局から全拡声子局及び全戸別受信機に対して行う放送
- (2) 選別放送 親局から複数の拡声子局、戸別受信機群を選択して行う放送
- (3) 個別放送 親局から特定の拡声子局又は戸別受信機に対する放送
- (4) 単独放送 拡声子局からその区域内に対する放送

(通信の取扱順位)

第 15 条 通信の取扱順位は、緊急通信、一括通信、普通通信の順位に行う。

2 同一種類の通信取扱いは、通報の受付順位により行うものとする。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めたときは、取扱順位を変更することができる。

(平常時の運用)

第 16 条 平常時の同報無線の通信運用は、親局から定時放送の回数は、1 日 3 回を原則とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。

(災害時の事前措置等)

第 17 条 管理責任者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を通信取扱責任者及び無線担当者に講じさせなければならない。

(通信の制限)

第 18 条 管理責任者は、災害の発生時その他特に必要があると認めるときは、通信取扱責任者をして必要に応じ通信統制を行わせなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容等必要な事項を関係者に通知しなければならない。

3 管理責任者は、通信の制限が必要でなくなったときは、直ちにその旨関係者に通知しなければならない。

(通信の拒否)

第 19 条 管理責任者は、通報の内容が第 10 条の規定に違反すると認めるときは、その申込みを拒否することができる。

(防災無線放送の申込み)

第 20 条 防災無線を利用しようとするときは、防災無線放送申込書(様式第 1 号)に必要事項を記載し、管理責任者に申し込まなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、適宜な方法で申し込むことができる。

2 管理責任者は、前項による申込みがあったときは、その内容が第 10 条の規定に違反しないと認めたときは、無線担当者に回付するものとする。

3 無線担当者は、前項の申込書の回付を受けたときは、申込書に必要事項を記入し、受付処理を行うものとする。

(時刻の照合)

第 21 条 無線担当者は、毎日 1 回以上、役場無線局備付時計の時刻照合を行わなければならない。

(業務日誌)

第 22 条 無線担当者は、無線業務日誌(様式第 2 号その 1 及びその 2)により毎日の通信状況等必要事項を記録し、資料等を併せて整理保存しなければならない。

2 前項の無線業務日誌は、その使用を終えた日から 2 年間保存しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第 23 条 管理責任者は、毎年 9 月 1 日現在における無線従事者選任状況(電波法第 51 条の規定に代わるもの)を様式第 3 号により、九州総合通信局長へ速やかに報告しなければならない。なお、報告した無線従事者選任状況報告書の写しを保存しなければならない。

(無線設備管理台帳)

第 24 条 管理責任者は、無線局管理台帳及び無線設備管理台帳(様式第 4 号)を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。

(機器装置等の貸与)

第 25 条 管理責任者は、第 6 条に規定する者が業務を遂行するのに必要な機器装置等(遠隔制御装置、戸別受信機その他の機器)を貸与する。

2 町長は、戸別受信機等の貸与について、別に規程を設け、維持管理を行うものとする。

(借用証書の提出)

第 26 条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、防災行政無線機器装置等借用書(様式第 5 号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(保管責任)

第 27 条 被貸与者は、貸与に係る機器装置等を善良な管理者意識をもって運用し、管理し、及び保管しなければならない。

(機器装置等の返納)

第 28 条 被貸与者は、転出、役員移動等により、貸与品を使用しなくなったときは、無線機器装置等返納届(様式第 6 号)により、速やかに返納しなければならない。

(転貸の禁止)

第 29 条 被貸与者は、貸与に係る機器装置等を他へ譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(滅失又は損傷)

第 30 条 管理責任者は、被貸与者が貸与品を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与品の滅失又は損傷が被貸与者の故意又は過失によると認められる場合は、その代品又は実費を弁償させることができる。

(無線設備の保守点検)

第 31 条 無線設備の正常な機能を維持し、及び確保するため、保守点検を行うものとする。

2 保守点検を実施した場合は、その結果を無線設備点検簿(様式第 7 号)に記録保管しなければならない。

(保守の区分)

第 32 条 無線設備の保守点検は、日常点検、定期点検及び臨時点検に区分して行う。

(日常点検)

第 33 条 通信取扱責任者は、無線担当者及び第 6 条の管理者(以下「保全担当者」という。)をして、日常点検を行わせなければならない。

2 保全担当者が行う日常点検の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 通話試験 毎朝の時報及び定時放送の受信状況によるほか、移動局との通話試験
- (2) 点検時期 拡声子局及び戸別受信機並びに遠隔制御装置の日常点検は、通信取扱責任者又は管理者が必要とするとき。
- (3) 設備の現状点検 無線設備の形状及び外観異状の有無の確認及び清掃

(定期点検)

第 34 条 通信取扱責任者は、年 1 回以上の定期点検を実施しなければならない。

2 定期点検は、保守業者に委託して実施することができる。

3 点検内容については、業務委託契約書で定める。

(臨時点検)

第 35 条 通信取扱責任者は、機器の機能に異状があるとき、台風、強風の前後その他必要と認める場合には、臨時に保守点検を行うものとする。

2 前項の点検は、保守業者に委託し、実施することができる。

(異状発生時の措置)

第 36 条 保全担当者は、日常点検の結果無線設備に異状を発見した場合及び故障等障害が発生した場合は、速やかに通信取扱責任者にその状況等を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた通信取扱責任者は、その内容を管理責任者に報告するとともに、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第 37 条 通信取扱責任者は、親局に障害記録簿(様式第 8 号)を備え付け、無線設備の障害の事実、措置内容等を記録し、保管させなければならない。

(通信訓練)

第 38 条 管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、指示伝達訓練を重点として行うものとする。

(その他)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の方城町防災行政無線局管理運用規程(平成 13 年方城町規程第 2 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日訓令第 8 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日訓令第 9 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 24 年 2 月 7 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日訓令第 10 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 22 日訓令第 11 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 11 日訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平30訓令8・平30訓令9・平30訓令10・一部改正)

無線局設置場所

(同法通信系親局、拡声子局)

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(w)	設(常)置場所
0	同報系親局	福智町役場	ぼうさいふくちまちやくば	59.255	1.0	福智町金田 937-2
1	拡声子局	平原	ふくちまちひらばる	59.255	0.01	福智町金田 60-1
2	〃	水神社	ふくちまちすいじんしゃ	59.255		福智町金田 275-100
3	〃	上金田公民館	ふくちまち かみかなだこうみんかん	59.255		福智町金田 313-14
4	〃	高見区	ふくちまちたかみく	59.255		福智町金田 362-9
5	〃	東金田	ふくまちひがしかなだ	59.255		福智町金田 507-1
6	〃	一区公民館	ふくちまちいっくこうみんかん	59.255		福智町金田 619-1
7	〃	西金田 1	ふくちまちにしかなだ 1	59.255		福智町金田 582
8	〃	西金田 2	ふくちまちにしかなだ 2	59.255		福智町金田 841-16
9	〃	三区公民館	ふくちまちさんくこうみんかん	59.255		福智町金田 654-5
10	〃	亀の甲	ふくちまちかめのこう	59.255		福智町金田 990-1
11	〃	宝見	ふくちまちたからみ	59.255		福智町金田 1374-3
12	〃	町民会館	ふくちまちちょうみんかいかん	59.255		福智町金田 1153-1
13	〃	昭和町	ふくちまちしょうわまち	59.255		福智町金田 1170-8
14	〃	人見	ふくちまちひとみ	59.255		福智町金田 1587-5
15	〃	人見坂	ふくちまちひとみざか	59.255		福智町神崎 1684-6
16	〃	若草団地	ふくちまちわかくさだんち	59.255		福智町神崎 1568-2
17	〃	笹尾	ふくちまちささお	59.255		福智町神崎 1534
18	〃	高尾	ふくちまちたかお	59.255	0.01	福智町神崎 1533-1
19	〃	福吉 1	ふくちまちふくよし 1	59.255		福智町神崎 1098-1
20	〃	福吉 2	ふくちまちふくよし 2	59.255		福智町神崎 1098-1
21	〃	星ヶ丘	ふくちまちほしがおか	59.255		福智町神崎 1098-87
22	〃	神崎浄水場	ふくちまち こうざきじょうすいじょう	59.255		福智町神崎 1098-68
23	〃	神崎 2 公民館	ふくちまち こうざき 2 こうみんかん	59.255		福智町神崎 1238-1
24	〃	神崎ライス センター	ふくちまち こうざきライスセンター	59.255		福智町神崎 1743-1
25	〃	福丸	ふくちまちふくまる	59.255		福智町神崎 1857-4
26	〃	児童館	ふくちまちじどうかん	59.255		福智町神崎 1876-1
27	〃	七十石	ふくちまちしちじっこく	59.255		福智町神崎 2003-1

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(w)	設(常)置場所
28	拡声子局	神崎1公民館	ふくちまち こうざき1こうみんかん	59.255		福智町神崎 969
29	〃	平和台	ふくちまちへいわだい	59.255		福智町神崎 1056-25
30	〃	田の口	ふくちまちたのくち	59.255		福智町神崎 1040-2
31	〃	金田中学校	ふくちまち かなだちゅうがっこう	59.255		福智町神崎 1021-1
32	〃	太陽区	ふくちまちたいようく	59.255		福智町神崎 873-1
33	〃	南木1	ふくちまちみなぎ1	59.255		福智町神崎 1094-2
34	〃	南木2	ふくちまちみなぎ2	59.255		福智町神崎 149-1
35	〃	南木3	ふくちまちみなぎ3	59.255	0.01	福智町神崎 500
36	〃	福智町 方城支所	ふくちまち ほうじょうししょ	59.255	0.1	福智町弁城 2237-1
37	〃	上弁城一	ふくちまちかみべんじょう1	59.255		福智町弁城 346-1
38	〃	上弁城二	ふくちまちかみべんじょう2	59.255	0.05	福智町弁城 847-2
39	〃	野地	ふくちまちのじ	59.255		福智町弁城 1455
40	〃	浄万寺	ふくちまちじょうまんじ	59.255		福智町弁城 1751
41	〃	新町	ふくちまちしんまち	59.255		福智町弁城 3813-5
42	〃	久六	ふくちまちきゅうろく	59.255		福智町弁城 2165-3
43	〃	春田	ふくちまちはるだ	59.255		福智町弁城 2474-1
44	〃	迫一	ふくちまちさこ1	59.255		福智町弁城 5275
45	〃	迫二	ふくちまちさこ2	59.255		福智町弁城 4068-2
46	〃	二川田	ふくちまちにかわだ	59.255		福智町弁城 3160
47	〃	草場	ふくちまちくさば	59.255		福智町弁城 2687-11
48	〃	松原	ふくちまちまつばら	59.255		福智町弁城 2338-4
49	〃	伊方	ふくちまちいかた	59.255		福智町伊方 4478-3
50	〃	伊方小学校	ふくちまち いかたしょうがっこう	59.255		福智町伊方 3922
51	〃	矢久保	ふくちまちやくぼ	59.255		福智町伊方 4848
52	〃	前村	ふくちまちまえむら	59.255		福智町伊方 3730-1
53	〃	西古門	ふくちまちにしふるかど	59.255		福智町伊方 3310-1
54	〃	東古門一	ふくちまちひがしふるかど1	59.255		福智町伊方 2723-2
55	〃	東古門二	ふくちまちひがしふるかど2	59.255		福智町伊方 2923-7
56	〃	古門団地	ふくちまちふるかどだんち	59.255	0.5	福智町伊方 2753
57	〃	大黒	ふくちまちだいこく	59.255		福智町伊方 2425
58	〃	野添	ふくちまちなぞえ	59.255		福智町伊方 2281-2

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(w)	設(常)置場所
59	拡声子局	東ヶ丘	ふくちまちひがしがおか	59.255		福智町伊方 2476-26
60	〃	中原	ふくちまちなかばる	59.255		福智町伊方 2155
61	〃	新門	ふくちまちしんかど	59.255		福智町伊方 4220-1
62	〃	萩ヶ原	ふくちまちはぎがはら	59.255		福智町伊方 805
63	〃	見六一1	ふくちまちみろく 1	59.255		福智町伊方 1005-1
64	〃	丸山	ふくちまちまるやま	59.255		福智町伊方 1789-1
65	〃	長浦	ふくちまちながうら	59.255	0.1	福智町伊方 1575-2
66	〃	見六一2	ふくちまちみろく 2	59.255		福智町伊方 1131-2
67	〃	広谷一1	ふくちまちひろたに 1	59.255		福智町伊方 591-1
68	〃	広谷一2	ふくちまちひろたに 2	59.255	1.0	福智町伊方 5002 しがの谷橋
69	再送信子局	赤池高区 配水池	ぼうさいふくちまち あかいけこうくはいすいち	59.255 61.925	0.1 0.1	福智町赤池 474-5
70	拡声子局	伏原	ふくちまちふしはら	61.925		福智町赤池 367-38
71	〃	22 支所	ふくちまち 22 ししよ	61.925		福智町赤池 367-272
72	〃	伏原団地	ふくちまちふしはらだんち	61.925		福智町赤池 389
73	〃	光林寺	ふくちまちこうりんじ	61.925		福智町赤池 348
74	〃	上桜浄水場	ふくちまち かみざくらじょうすいじょう	61.925		福智町赤池 399-1
75	〃	北町配水池	ふくちまち きたまちはいすいち	61.925		福智町赤池 528-70
76	〃	赤池ニュー タウン	ふくちまち あかいけニュータウン	61.925		福智町赤池 510-42
77	〃	生力集会所	ふくちまち しょうりきしゅうかいしよ	61.925		福智町赤池 1017-145
78	〃	赤池支所	ふくちまちあかいけししよ	61.925	0.01	福智町赤池 970-2
79	〃	10 区	ふくちまち 10 く	61.925		福智町赤池 578-3-1
80	〃	11 支所	ふくちまち 11 ししよ	61.925		福智町赤池 139-2
81	〃	岩屋 教育集会所	ふくちまちいわや きょういくしゅうかいしよ	61.925		福智町赤池 863
82	〃	削除	削除	削除		削除
83	〃	猿田	ふくちまちさるた	61.925		福智町市場 17-15
84	〃	市場	ふくちまちいちば	61.925		福智町市場 805-1
85	〃	市場農協	ふくちまちなうきょう	61.925		福智町市場 477
86	〃	草場	ふくちまちくさば	61.925		福智町市場 1676-1
87	〃	諏訪山	ふくちまちすわやま	61.925	0.01	福智町上野 4181-2
88	〃	鋤木田	ふくちまちすいきだ	61.925		福智町上野 3538
89	〃	大浦	ふくちまちおおうら	61.925		福智町上野 3670
90	〃	天郷団地	ふくちまちてんごうだんち	61.925		福智町上野 3617-6
91	〃	上天郷	ふくちまちかみてんごう	61.925		福智町上野 3154-5

No.	無線局種別	局名	呼出名称	指定 周波数	空中線 電力(w)	設(常)置場所
92	拡声子局	青年の家	ふくちまちせいねんのいえ	61.925		福智町上野 310
93	〃	上野	ふくちまちあがの	61.925		福智町上野 1692
94	〃	原	ふくちまちはる	61.925		福智町上野 2924-1
95	〃	小路	ふくちまちこうじ	61.925	0.01	福智町上野 1989
96	〃	堀田	ふくちまちほりた	61.925		福智町上野 1387
97	〃	常福	ふくちまちつねふく	61.925		福智町上野 1165-2
98	〃	原田	ふくちまちはるだ	61.925		福智町上野 2108-2
99	〃	四区公民館	ふくちまち よんくこうみんかん	61.925		福智町上野 2486-1
100	〃	山崎	ふくちまちやまさき	61.925		福智町上野 657
101	〃	三区集会所	ふくちまち さんくしゅうかいしよ	61.925		福智町上野 376-2
102	〃	高見台	ふくちまちたかみだい	61.925		福智町上野 126-6

様式第 1 号(第 20 条関係)

防 災 無 線 放 送 申 込 書

防災管理・ 管財課長	係 長	主務課長	起 案 者 (依 頼 者)
			所属 氏名
件 名			
放 送 日 程	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分		
放 送 地 域	① 町内全域 ② 地区		
放 送 内 容	こちらは、福智町役場です。 		
備 考			

様式第 2 号(第 22 条関係)

(その 1)

固 定 系 無 線 業 務 日 誌

責任者	管理者	運用者

年 月 日

呼 出 名 称	周 波 数	電 波 形 式	空 中 線 電 力

無 線 従 事 者 氏 名	資 格	服 務 時 刻
		自 至

非常通信の実施状況	
空電・混信・感度の減退等の通信状況	
周波数偏差の測定結果と措置	
機器の故障と原因・措置	
規正の指示に対する措置	
法令違反運用局を認めた場合その事実 その他	

種 別	開始時刻 終了時刻 時間 通報元 音源	通報先
	特定名称／監視結果	

(その2)

*** 無線局業務日誌 ***

電波型式：F2D, F3E 周波数：68.22MHz 出力：10W

指定日 No.	從事時間		資格	無線従事者名		通報時間	
	使用区分	運用範囲		運用状況	制御項目	開始時間	終了時間

様式第 3 号 (第 23 条関係)

(その 1)

年 月 日

九州総合通信局長 様

郵便番号
住 所
(電話番号)
免許人 福智町
代 表 者

無線従事者選任状況について(報告)

年 9 月 1 日現在の当町所属下記無線局の無線従事者選任状況を次のとおり報告します。

無線局種別	無線局名	免許番号	免許年月日

ふりがな 氏 名	資 格	免許証の番号 年 月 日	選任年月日	業 務 経 歴

(その2)

無線従事者選(解)任届

※ 整理 番号	
------------	--

九州総合通信局長 様

年 月 日

郵便番号
免許人 住 所
氏 名

次のとおり無線従事者を選(解)任したので、電波法第 51 条の規定により届けます。

無線局の種別等

局 種
局 名

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許の年月日 免許証の番号	選解任の別	選 解 任 年 月 日	業 務 経 歴

様式第4号(第24条関係)
(その1)

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免 許 番 号	空 中 線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製造 日	設 置 場 所	管理責任者
0	親局	福智町役場	ぼうさい ふくちまち	九固第 号	1号機 W 2号機 W											
1	拡声 子局	平原	ふくちまち ひらばる	九固第 号	W											
2	"	水神社	ふくちまち すいじんしゃ	九固第 号	W											
3	"	上金田公民 館	ふくちまちかみかな だこうみんかん	九固第 号	W											
4	"	高見区	ふくちまち たかみく	九固第 号	W											
5	"	東金田	ふくちまち ひがしかなだ	九固第 号	W											
6	"	一区公民館	ふくちまち いっくこうみんかん	九固第 号	W											
7	"	西金田1	ふくちまち にしかなだ1	九固第 号	W											
8	"	西金田2	ふくちまち にしかなだ2	九固第 号	W											
9	"	三区公民館	ふくちまち さんくこうみんかん	九固第 号	W											
10	"	亀の甲	ふくちまち かめのこう	九固第 号	W											
11	"	宝見	ふくちまち たからみ	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免許番号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設 置 場 所	管理責任者
12	拡声 子局	町民会館	ふくちまち ちようみんかいかん	九固第 号	W											
13	"	昭和町	ふくちまち しょうわまち	九固第 号	W											
14	"	人見	ふくちまち ひとみ	九固第 号	W											
15	"	人見坂	ふくちまち ひとみざか	九固第 号	W											
16	"	若草団地	ふくちまち わかぐさだんち	九固第 号	W											
17	"	笹尾	ふくちまち ささお	九固第 号	W											
18	"	高尾	ふくちまち たかお	九固第 号	W											
19	"	福吉 1	ふくちまち ふくよし 1	九固第 号	W											
20	"	福吉 2	ふくちまち ふくよし 2	九固第 号	W											
21	"	星ヶ丘	ふくちまち ほしがおか	九固第 号	W											
22	"	神崎浄水場	ふくちまちこうざきじよ うすいじょう	九固第 号	W											
23	"	神崎 2 公民 館	ふくちまち こうざき 2 こうみんかん	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免 許 番 号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製造 日	設 置 場 所	管理責任者
24	拡声 子局	神崎ライ センター	ふくちまち こうざきライスセンター	九固第 号	W											
25	"	福丸	ふくちまち ふくまる	九固第 号	W											
26	"	児童館	ふくちまち じどうかん	九固第 号	W											
27	"	七十石	ふくちまち しちじこく	九固第 号	W											
28	"	神崎1公民 館	ふくちまち こうざき1こうみんかん	九固第 号	W											
29	"	平和台	ふくちまち へいわだい	九固第 号	W											
30	"	田の口	ふくちまち たのくち	九固第 号	W											
31	"	金田中学校	ふくちまち かなだちゅうがっこう	九固第 号	W											
32	"	太陽区	ふくちまち たいようく	九固第 号	W											
33	"	南木1	ふくちまち みなぎ1	九固第 号	W											
34	"	南木2	ふくちまち みなぎ2	九固第 号	W											
35	"	南木3	ふくちまち みなぎ3	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 (識別信号)	免許番号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設置場 所	管理責任者
36	中継 局	福智町方城 支所	ふくちまち ほうじようししよ	九固第 号	1号機 W											
					2号機 W											
37	拡声 子局	上弁城-1	ふくちまち かみべんじよう-1	九固第 号	W											
38	"	上弁城-2	ふくちまち かみべんじよう-2	九固第 号	W											
39	"	野地	ふくちまち のじ	九固第 号	W											
40	"	浄万寺	ふくちまち じようまんじ	九固第 号	W											
41	"	新町	ふくちまち しんまち	九固第 号	W											
42	"	久六	ふくちまち きゆうろく	九固第 号	W											
43	"	春田	ふくちまち はるだ	九固第 号	W											
44	"	迫-1	ふくちまち さこ-1	九固第 号	W											
45	"	迫-2	ふくちまち さこ-2	九固第 号	W											
46	"	二川田	ふくちまち にかわだ	九固第 号	W											
47	"	草場	ふくちまち くさば	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免許番号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設 置 場 所	管理責任者
48	拡声 子局	松原	ふくちまち まつばら	九固第 号	W											
49	"	伊方	ふくちまち いかた	九固第 号	W											
50	"	伊方小学校	ふくちまち いかたしょうがっこう	九固第 号	W											
51	"	矢久保	ふくちまち やくぼ	九固第 号	W											
52	"	前村	ふくちまち まえむら	九固第 号	W											
53	"	西古門	ふくちまち にしふるかど	九固第 号	W											
54	"	東古門—1	ふくちまち ひがしふるかど—1	九固第 号	W											
55	"	東古門—2	ふくちまち ひがしふるかど—2	九固第 号	W											
56	"	古門団地	ふくちまち ふるかどだんち	九固第 号	W											
57	"	大黒	ふくちまち だいこく	九固第 号	W											
58	"	野添	ふくちまち のぞえ	九固第 号	W											
59	"	東ヶ丘	ふくちまち ひがしがおか	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免許番号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設 置 場 所	管理責任者
60	拡声 子局	中原	ふくちまち ながばる	九固第 号	W											
61	"	新門	ふくちまち しんかど	九固第 号	W											
62	"	萩ヶ原	ふくちまち はぎがはら	九固第 号	W											
63	"	見六-1	ふくちまち みろく-1	九固第 号	W											
64	"	丸山	ふくちまち まるやま	九固第 号	W											
65	"	長浦	ふくちまち ながうら	九固第 号	W											
66	"	見六-2	ふくちまち みろく-2	九固第 号	W											
67	"	広谷-1	ふくちまち ひろたに-1	九固第 号	W											
68	"	広谷-2	ふくちまち ひろたに-2	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免許番号	空中線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設置場 所	管理責任者
69	再送 信子 局	赤池高区配 水池	ぼうさいふくちまち あかいけこうくはい すいち	九固第 号	1号機 W											
					2号機 W											
70	拡声 子局	伏原	ふくちまちふしはら	九固第 号	W											
71	"	22支所	ふくちまち 22ししよ	九固第 号	W											
72	"	伏原団地	ふくちまち ふしはらだんち	九固第 号	W											
73	"	光林寺	ふくちまち こうりんじ	九固第 号	W											
74	"	上桜浄水場	ふくちまちかみざく らじょうすいじょう	九固第 号	W											
75	"	北町配水池	ふくちまち きたまちはいすいち	九固第 号	W											
76	"	赤池ニコー タウン	ふくちまちあかいけ ニコータウン	九固第 号	W											
77	"	生力集会所	ふくちまちしょうり きしゅうかいしよ	九固第 号	W											
78	"	赤池支所	ふくちまち あかいけししよ	九固第 号	W											
79	"	10区	ふくちまち10く	九固第 号	W											
80	"	11支所	ふくちまち 11ししよ	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免 許 番 号	空 中 線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設 置 場 所	管理責任者
81	拡声 子局	岩屋教育 集会所	ふくちまちいわやきよ ういくしゅうかいしよ	九固第 号	W											
82	"	削除	削除	九固第 号	W											
83	"	猿田	ふくちまちさるた	九固第 号	W											
84	"	市場	ふくちまちいちば	九固第 号	W											
85	"	市場農協	ふくちまち のうきよう	九固第 号	W											
86	"	草場	ふくちまちくさば	九固第 号	W											
87	"	諏訪山	ふくちまちすわやま	九固第 号	W											
88	"	鋤木田	ふくちまちすいきだ	九固第 号	W											
89	"	大浦	ふくちまちおおうら	九固第 号	W											
90	"	天郷団地	ふくちまち てんごうだんち	九固第 号	W											
91	"	上天郷	ふくちまち かみてんごう	九固第 号	W											
92	"	青年の家	ふくちまち せいねんのいえ	九固第 号	W											

無線局管理台帳(同報系)

局 No	局 種 種別	局 名	呼 出 名 称 (識別信号)	免許番号	空 中 線 電 力	周波数 (MHz)	製 造 者 名	無線装置 型式名称	製造番号	製造年月	拡声装置 型式名称	製造番号 製 造 日	耐 雷 型式名称	製造番号 製 造 日	設 置 場 所	管理責任者
93	拡声 子局	上野	ふくちまちあがの	九固第 号	W											
94	"	原	ふくちまちはる	九固第 号	W											
95	"	小路	ふくちまちこうじ	九固第 号	W											
96	"	堀田	ふくちまちほりた	九固第 号	W											
97	"	常福	ふくちまちつねふく	九固第 号	W											
98	"	原田	ふくちまちはるだ	九固第 号	W											
99	"	四 区 公 民館	ふくちまち よんくこうみんかん	九固第 号	W											
100	"	山崎	ふくちまちやまさき	九固第 号	W											
101	"	三 区 集 会所	ふくちまちさんく しゅうかいしよ	九固第 号	W											
102	"	高見台	ふくちまち たかみだい	九固第 号	W											

様式第 5 号(第 26 条関係)

防災行政無線機器装置等借用書

1 設置する場所

福智町 番地
名 称

2 機器装置等の名称型式

名称型式 数量
製造番号
附帯設備
一 連 No.

3 遵守事項

- ① 借入者は、貸与に係る機器装置等及び附帯設備を善良な管理意識を持って運用し、管理し、及び保管しなければならない。
- ② 借入者は、借用品を使用しなくなったときは、速やかに返納しなければならない。
- ③ 借入者は、貸与に係る機器装置等及び附帯設備を他へ譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- ④ 機器装置等及び附帯設備を、故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、借入者が弁償する。

上記事項を承知し、借用した証として本書を提出します。

年 月 日

住 所 福智町 番地
氏 名 印

福智町長 様

様式第 6 号(第 28 条関係)

防災管理・ 管財課長	担 当 者

無線機器装置等返納届

品 名		数 量	
製造者名		製造番号	
製造年月		そ の 他	
返納理由			
備 考			

上記の物品を返納します。

福智町長 様

年 月 日

返 納 者

住 所

氏 名

電話番号

様式第 7 号(第 31 条関係)

(その 1)

無線設備点検簿

管理責任者	取扱責任者	無線担当者

局 名		点 検 日		点 検 者
防災福智町役場		年 月 日 (曜) 天候		
点検項目	対 象 機 器	種 目	結 果	記 事
外観確認 動作確認	無 線 機	同報系 60MHz 1 号	良否	
		60MHz 2 号	良否	
	操 作 卓	テープレコーダー	良否	
		MD プレーヤー	良否	
		表示ランプ	良否	
		VU メーター	良否	
		呼出信号	良否	
		電子サイレン	良否	
		ミュージックチャイム	良否	
		各操作ボタンスイッチ	良否	タッチパネル含
	遠 隔 制 御 器	ランプ	良否	
		ボタン	良否	
		動 作	良否	
		メーター	良否	
	地 図 表 示 盤	ランプ	良否	
	直 流 電 源 装 置	補 液	良否	
		充電動作	良否	
		ランプ・ダイオード	良否	
	空 中 線	エレメント数及びネジレ	良否	
		方 向	良否	
		給電線、布線状況	良否	
	耐雷トランス	設置状況	良否	
	放 送 機 器	筐 体	良否	
		スピーカー	良否	
	戸 別 受 信 機	受信機	良否	
		空中線及び取付状況	良否	
	空 中 線 柱	建柱状況、防錆の状況	良否	
	避 雷 針	先端部の状況	良否	
		取付状況	良否	
			良否	
			良否	
			良否	
その他 (備考)				

(その2)

無線設備点検簿

管理責任者	取扱責任者	無線担当者

No	局名	点検日		点検者
		年 月 日 (曜) 天候		
点検項目	対 象 機 器	種 目	結果	記 事
外観確認 動作確認	無 線 機	同報系固定局 60MHz	良否	
	拡 声 増 幅 器	音 量	良否	
		動 作	良否	
	筐 体	形 状	良否	
		防錆(錆の状況)	良否	
		各ケーブルの引込状況	良否	
		各取付(締付)の状況	良否	
	空 中 線	エレメント数及びネジレ	良否	
		方 向	良否	
		取付金具及び錆の状況	良否	
		取付状況	良否	
	給 電 線	布線状況	良否	
		ケーブル被覆の損傷等	良否	
	ス ピ ー カ	方向、上下向	良否	
		取付金具、及び錆の状況	良否	
		取付状況	良否	
		動 作	良否	
	ス ピ ー カ 用 保 安 器	保護カバー	良否	
		取付状況	良否	
	耐雷トランス	防錆(錆の状況)	良否	
		取付状況	良否	
	ア ー ス ケ ー ブ ル	取付状況	良否	
	空 中 線 柱	建柱の状況	良否	
		防錆の状況	良否	
	配 管	管の損傷及び錆の状況	良否	
		取付状況	良否	
	そ の 他		良否	
			良否	
その他 (備考)				

様式第 8 号(第 37 条関係)

障 害 記 録 簿

		管理責任者	取扱責任者	無線担当者
無 線 局 名				
障 害 年 月 日	年 月 日 (曜) 天 候	発見者		
無 線 局 区 分	1 同報系親局 2 拡声子局 3 戸別受信局 4 通 信 所 5 そ の 他			
設 備 区 分	1 無線室操作卓 2 無 線 機 3 遠隔制御装置 4 地図表示盤 5 電 源 装 置 6 空 中 線 7 拡声子局装置 8 耐雷トランス 9 その他()			
障 害 発 生 時 又 は 発 見 時	年 月 日 時 分			
障 害 状 況				
措 置 の 内 容 (措置者名)				
復 旧 状 況				
復 旧 日 時	年 月 日 時 分	確認者		
備 考				

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区气象台から発表される注意報、警報のうち、風水害等活動の利用に適合するものとして、本町に関するものは次のとおりである。

令和2年10月8日現在
福岡管区气象台 筑豊地方

福智町	府県予報区		福岡県		
	一次細区分		筑豊地方		
	市町村等をまとめた地域				
特別 警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風		数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮			高潮になると予想される場合	
	波浪			高波になると予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150	
	洪水	流域雨量指数基準	中元寺川流域=20.2, 泌川流域=10.8, 伊方川流域=10.1, 弁城川流域=7, 福智川流域=8.5		
		複合基準※1	－		
		指定河川洪水予報 による基準	彦山川〔伊田〕		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 10 cm	
			山地	24 時間降雪の深さ 20 cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨		表面雨量指数基準	15	
			土壌雨量指数基準	97	
	洪水		流域雨量指数基準	中元寺川流域=16.1, 泌川流域=8.6, 伊方川流域=8, 弁城川流域=5.6, 福智川流域=6.8	
			複合基準※1	彦山川流域= (13, 13.8) , 伊方川流域= (8, 8) , 弁城川流域= (8, 5.6)	
			指定河川洪水予報 による基準	彦山川〔伊田〕	
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 3 cm	
			山地	24 時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上			
	低温	夏期: 平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想 された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下				
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2℃～2℃、湿度 90%以上				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

5-2 気象庁震度階級解説関連表

平成 21 年 3 月 31 日改定

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが倒れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある転倒する。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面
	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	
5 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—	—	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。 斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	—	
6 弱	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れ、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤に大きな地割れが生じることがある。 斜面ではがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	

ライフライン・インフラ	ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
	断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
	鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
	電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
	エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

5 - 3 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月 消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号

第1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3. 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告するものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手

後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5. 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1. 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア. 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ. 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ. 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ. その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者 5 人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3. 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準
 - ア 地震
 - 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
 - イ 津波
 - 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害
 - 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1. 火災等即報

- ア 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアのウ)に同じ。
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。
- ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2. 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故

- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3. 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4. 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1. 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

- イ) 林野の植生
- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2. 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

（12）原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故即報＞

3. 第3号様式（救急・救助事故）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
(例)
 - ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
 - ・ 避難の勧告・指示の状況
 - ・ 避難所の設置状況
 - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4. 第4号様式

- 1) 第4号様式—その1（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
- (1) 災害の概況
ア 発生場所、発生日時
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
イ 災害種別概況
(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
(オ) その他これらに類する災害の概況
- (2) 被害の状況
当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を

提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に揚げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

（1）出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

（2）各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

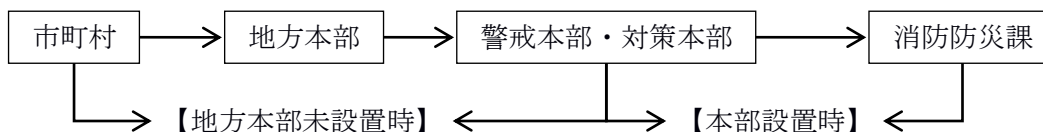
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

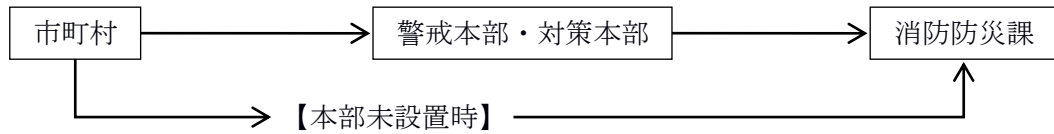
1 市町村長の報告

（1）災害概況及び被害状況即報

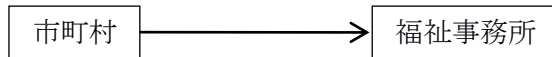
（様式第1号・様式第2号の1）



(2) 被害状況確定報告
(様式第2号の1)



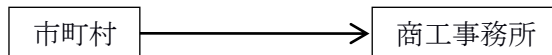
(3) 社会福祉施設関係被害即報
(様式第2号の2)



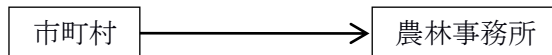
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の3、様式第3号の1)



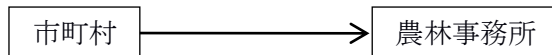
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の4、様式第3号の2)



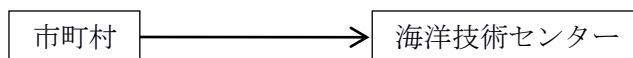
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



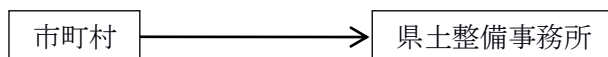
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10)



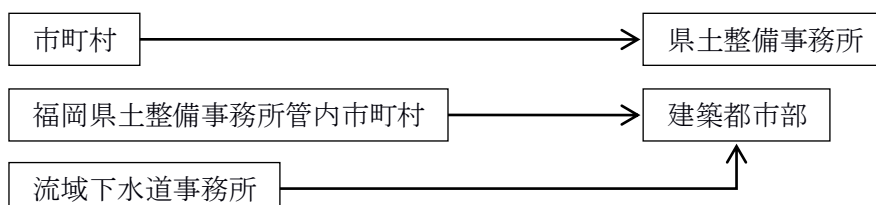
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



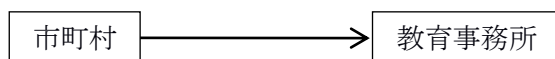
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

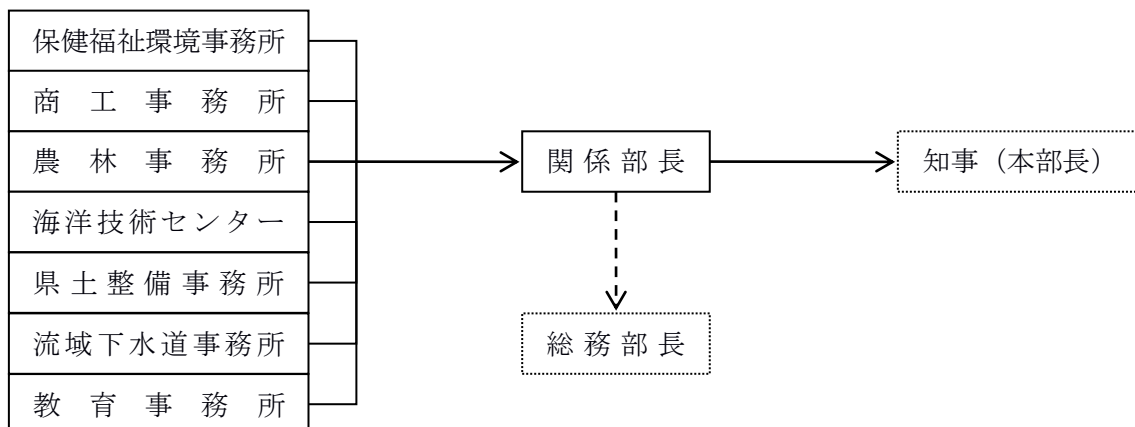


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
その他	道 路	道路法〈昭和 27 年法律第 180 号〉第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法〈昭和 39 年法律第 167 号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法〈昭和 25 年法律第 218 号〉第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災者世帯の構成員とする。

住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

5-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年福岡県規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。
- 3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。
- 4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

- 2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）
- (2) 公用変更令書（様式第4号）
- (3) 公用取消令書（様式第5号）

- 2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡しにおける所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいて

その物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第9号）
- (2) 公用取消令書（様式第10号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償の程度)

第14条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたつて、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記した書類及び証明書等
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

- 3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

- 第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

- 第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

- 第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

- 2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- 第22条及び第23条 削除

(災害救助基金台帳)

- 第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

- 第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則(令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条の2関係）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

5-7 災害救助法による救助内容

令和2年福岡県告示第344号

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

- (イ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (ロ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (ハ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,160 円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区

分により 1 世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
冬季	10月～ 3月	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円
冬季	10月～ 3月	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円

- (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000 円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円

- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義

務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

- ア 教科書代

- (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

- (イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- イ 文房具及び通学用品費

小学校児童	1人当たり	4,500円
中学校生徒	1人当たり	4,800円
高等学校等生徒	1人当たり	5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つば及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行

うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,600 円以内
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,300 円以内
- ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,400 円以内
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200 円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100 円以内
- カ 大工 1人1日当たり 23,700 円以内
- キ 左官 1人1日当たり 22,500 円以内
- ク とび職 1人1日当たり 23,000 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 41 号）第 2 条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

第 3 救助事務費

規則第 23 条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る 1 の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3 千万円以下の部分	100 分の 10
3 千万円を超え 6 千万円以下の部分	100 分の 9
6 千万円を超え 1 億円以下の部分	100 分の 8
1 億円を超え 2 億円以下の部分	100 分の 7
2 億円を超え 3 億円以下の部分	100 分の 6
3 億円を超え 5 億円以下の部分	100 分の 5
5 億円を超える部分	100 分の 4

- 3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

6-1 応援協定等一覧

No	協定等の名称	協定先	締結日
1	福岡県内市町村間相互応援基本協定	福岡県内市町村	平成 17 年 4 月 26 日
2	福岡県消防相互応援協定	福岡県内全市町村、 全消本部	令和元年 4 月 1 日
3	田川地区消防相互応援協定書	田川地区市町村	令和 2 年 6 月 24 日
4	福智町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	平成 24 年 1 月 30 日
5	大規模災害発生時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 田川医師会	平成 26 年 4 月 1 日
6	福智町災害ボランティアセンターの 設置・運営に関する協定	社会福祉法人 福智町社会福祉協議会	平成 26 年 7 月 9 日
7	福智町の災害時における社会福祉法人の 要援護者等の支援に関する協定書（災害 時要援護者等支援協定）	福智町社会福祉法人 地域公益活動連携協 議会	平成 29 年 12 月 18 日
8	災害発生時における福智町と福智町関係 郵便局の協力に関する協定	福智町関係郵便局	平成 28 年 2 月 15 日
9	福智町災害復旧に関する申合せ書	九州電力株式会社 田川配電事務所	令和元年 5 月 31 日
10	災害時における避難所の開設および運営 に関する協定書	社会福祉法人豊徳会	平成 29 年 4 月 1 日
11	災害時における避難所の開設および運営 に関する協定書	社会福祉法人 方城福祉会	平成 29 年 4 月 1 日
12	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社トライアル カンパニー	平成 28 年 11 月 1 日
13	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	令和元年 8 月 7 日
14	災害時における物資の調達及び供給に 関する協定書	株式会社グッディ	令和元年 11 月 29 日
15	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	令和 2 年 3 月 2 日
16	災害発生時におけるダンボール製品の 調達に関する協定書	八谷紙工株式会社 セツカートン株式 会社	令和 3 年 1 月 31 日
17	災害時における地図製品等の供給等 に関する協定書	株式会社ゼンリン	令和 3 年 3 月 1 日
18	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	令和 3 年 3 月 17 日

6-2 福智町災害応援協力に関する協定書

【福智町災害応援協力に関する協定】

福智町災害応援協力に関する協定書

福智町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係る工事等の施工に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が管理する施設等の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て迅速かつ的確に応急工事を行い、住民生活の安定とその確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に福智町災害対策本部条例（平成18年条例第15号）第1条に規定する災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し次の業務（以下「災害応急工事等」という。）を要請することができる。

- （1） 道路及び河川等公共土木施設の応急工事に関すること。
- （2） 倒壊住宅等の撤去に関すること。
- （3） 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。
- （4） 水道設備の応急工事に関すること。
- （5） 電気設備の応急工事に関すること。
- （6） 乙に加盟する各事業者との連絡調整に関すること。
- （7） その他甲が認める復旧活動に関すること。

2 前項の規定は、対策本部を設置しない災害についての応急措置に準用する。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙の所有する土木資材又は労力等の提供について、優先的に甲に協力するものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行なわれるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- （1） 福智町防災ハザードマップ
- （2） 乙の連絡責任者及び補助者の連絡先
- （3） 乙の災害対策用資器材の備蓄及び保有状況
- （4） その他必要な事項

2 前項の資料につき変更が生じたときは、速やかに変更資料を交換するものとする。

（締結の条件）

第5条 乙が福智町競争入札参加資格者名簿町内建設業者（以下「資格者名簿」という。）に登録されていることを、この協定締結の条件とする。

2 乙が資格者名簿に登録されなくなった場合は、この協定を自動的に解除するものとする。また、甲は、乙がこの協定の条項に違反したときは締結を解除することができる。

（費用の負担）

第6条 災害応急工事等に要した費用については、甲の負担とし、その額及び支払方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月末日までとし、甲乙異議がない場合はさらに1年間延長するものとする。

2 有効期間の更新については、甲乙異議がない場合に1年毎自動更新するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福智町金田937番地2
福 智 町
福 智 町 長

⑨

乙

⑨

■ 各種様式

7-1 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 月 日 時 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号_____

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告 ○参集日時 年 月 日 時 分		
■見聞情報（参集時に見聞きした情報） ○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと		
■地図・略図 火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する		

8-1 被害発生状況連絡

被害発生状況連絡票				
受付 日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害 発生 場所				
被害 状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付 日時	年 月 日 時 分 班
関係 部 課 処 置 記 録				
本部 解散 後の 対応				

8-2 災害箇所一覧表

災害箇所一覧表							No.
番号	通報時刻		被害発生場所	被害の種類	調査担当	応急対策実施者	応援対策の概要
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	
	年	月 日 時 分			班	班	

8-3 被災台帳

被災台帳

(表)

(整理番号第 号)

罹災場所 福智町 番 号					家屋所有者 番地 福智町 番 号						
住 所 福智町 番 号					避難所						
罹 災 者		続 柄	氏 名	性 別	生年月日	職 業 又 は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
10											
罹 災 状 況	住 家	☐ ／壊 (焼) ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ 間借 ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 自宅					そ の 他 の 事 項				
	家 財	☐ ／壊 (焼) ☐ ／き損 ☐ ／流 失									
調 査 員 の 意 見	避難所収容				応急仮設住宅		炊き出し		その他		
	☐ 要 ☐ 否				☐ 要 ☐ 否		☐ 要 ☐ 否		☐ 要 ☐ 否		
罹災	令和 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印					
調 査	令和 年 月 日 時 分										

(裏)

[illegible]

8-4 人的被害報告

人 的 被 害 報 告							
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分	
発信機関		班		発 信 者			
受信機関		班		受 信 者			
情 報 源	住民 消防団 行政区			確 認	済（どこで） 警 察		
	その他（ ）				未 その他		
発 生	日 時	月 日 時 分					
	場 所						
	原 因						
状 況 ・被害者の 住所氏名 ・年令等							
対応措置							
死 者		行方不明者		負 傷 者			
人	人	重 傷	人		計	人	
		軽 傷	人				
この情報は		第 号 } で記者発表 済				未発表	
		その他 ()					

8-5 住家被害報告

住 家 被 害 報 告					
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分	
発信機関	班		発 信 者		
受信機関	班		受 信 者		
情 報 源	住民	消防団	行政区	確 認	済（どこで） 警 察
	その他（	）		未	その他
発 生	日 時	月 日 時 分			
	場 所				
	原 因				
状 況 ・住居者名 ・避難状況					
全壊		半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
棟		棟	棟	棟	棟
世帯		世帯	世帯	世帯	世帯
人		人	人	人	人
この情報は	第 号 } その他 } で記者発表 済 () }				未発表

8-6 その他の被害報告

その他		道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）		の被害報告	
発信日時		月 日 時 分		受信日時	
月 日 時 分				月 日 時 分	
発信機関		班		発 信 者	
受信機関		班		受 信 者	
情 報 源	住民		消防団	行政区	確 済（どこで） 警 察
	その他（ ）				認 未 その他
発 生	日 時	月 日 時 分			
	場 所				
	原 因				
状 況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩 土量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込					
対応措置					
この情報は		第 号 その他 （ ）		} で記者発表 済 未発表	

8-7 火災・災害等即報要領様式

第1号様式 (火災)

		第 報	
		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報 告 者 名	
消防庁受信者氏名 _____			
※爆発除く			
火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両
出 火 場 所	4 船舶		
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	5 航空機	6 その他	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			
出 火 箇 所			
死 傷 者			
建物の概要			
焼 損 程 度			
罹災世帯数			
消防活動状況			
救 急・救 助 活 動 状 況 災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	市町村				
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
計		団体						
その他		千円	消防職員出動延人数		人			
被害総額		千円	消防団員出動延人数		人			
備 考	被害発生場所							
	被害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で(例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数))と記入すること。

様式第 1 号

〔災 害 概 況 即 報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村
〇〇福祉事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)
(保健福祉部長へ)

〇〇市町村
〇〇保健福祉環境事務所

即 報 月 日			月 日		即報時間		時		即報回数		第		回	
被害地等	災害発生日時	傷病者数	内				記				傷病者収容状況			
			外傷者		罹病者									
			死者	重傷	軽傷	重症	軽症	伝染病	収容カ所数					
			4	5	6	7	8	9					10	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		人	人	人	人	人	人	人	カ所	人				

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇商工事務所

				即報日時	月 日 時現在	即報回数 回		
被害 区分 業種	項目	被災	被災	被災総額				備考
		事業所数	従業員数	土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
その他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
合計		(うち)	(うち)	(うち)				

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
- B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1 m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1 m未満のもの。
- ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1 m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
- 工業は、 〃 の製造業
- その他は、 〃 の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

〇〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ) 〇 〇 市 町 村
(農政部長へ) 〇 〇 農林事務所長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
水稲	ha	万円		
農 麦				
野 菜				
果 樹				
花 き				
飼 料 作 物				
そ の 他				
作 物 小 計				
家 畜	頭、羽			
畜 産 施 設	件			
温 室 等 栽 培 施 設	件			
共同利用施設（農協等）	件			
農 地 ・ 農 業 用 施 設	箇所			
そ の 他				
合 計				

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

即報

詳報

報告

確定

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区 分	崩 壊 地				地 す べ り 地				備 考	
	山 腹		溪 流		山 腹		溪 流			
	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha		金額 千円
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計										

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

即報

詳報

報告

確定

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、村、大字、字)	工事種	被害		備考
			被 数 量	金 額	
計					

様式第 2 号の 8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況

即報

詳報

報告

確定

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区 分 市町村	路 線 名	道			路			橋			梁			計		備 考
		箇所番号	延 長	金 額	箇所番号	延 長	金 額	箇所番号	延 長	金 額	箇所数	延 長	金 額	m	千円	
			m	千円					m	千円					千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

☐ 即 報
☐ 詳 報 報告
☐ 確 定

年	月	日
時	分	
☐ 〇〇〇市町村合計		
☐ 〇〇〇漁協		

☐ 水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ☐ 水産林務部長へ（水産振興課経由）

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度＝		減失	大破	中破	小破	計	備考
共同施設利用	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数					—	
	単位の被害額					—	
非共同施設利用	被害程度					—	
	施設名					—	
	経営体数					—	
	単位の被害額					—	
団体施設名	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数					—	
	単位の被害額					—	
漁船	登録番号					—	
	トンの動力の有無					—	
	経営体の数					—	
	被害額の加入保険					—	
漁具	種類					—	
	経営体数					—	
	単位の被害額					—	
	被害額					—	
養殖施設	養殖物の種類					—	
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単位の被害額					—	
漁場	被害額					—	
	平均堆積高等					—	
	被害額の算出基礎					—	
	備考					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備考
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単位の被害額					—	
水産物その他の	種類					—	
	経営体数					—	
	単位の被害額					—	
	被害額					—	
在庫数	生産資材					—	
	種類					—	
	数					—	
	単位の被害額					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。

2 提出先：筑前海区＝水産海洋センター、内水面漁業＝水産振興課、有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所

3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX： 海技センター：092-806-5223

水産振興課：092-643-3558

有明海研：0944-72-6170

豊前海研：0979-82-5599

年 月 日

〔即報〕
〔詳報〕
〔確定〕
報告

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況	備 考
計					

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

様式第2号の13

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表										報告者 第 号	受理者 調査率	%			
										年 月 日	時現在				
災 害 発 生 年 月		月 日 ~ 月 日		災 害 名											
災 害 救 助 法 発 令 等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日			
市町村名															
連続雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
日雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
時間雨量		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時		mm 日 時 ~ 日 時			
時間最大風速		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分			
平均風速		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分			
工 種		県 工 事		市 町 村 工 事		計									
		箇 所 金 額		箇 所 金 額		箇 所 金 額		箇 所 金 額		箇 所 金 額		箇 所 金 額			
河川		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
海岸															
砂防設備															
地すべり 防止施設															
急傾斜地崩 壊防止施設															
道路															
橋梁															
港湾															
下水道															
計															
主な公共土木施設の被害															
	事業主体	区分	水 系 名	河川・海岸名	被 災 位 置			被 災 延 長	被 害 額	被害内容 (破堤、溢水等)					
河 川 ・ 海 岸		級	水系		郡 市 町 村 大字			m	千円						
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m							
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m							
		級	水系		郡 市 町 村 大字			m							
道 路	事業主体	区 分	路 線 名		被 災 位 置			被 災 延 長	被 害 額						
		道	線		郡 市 町 村 大字			m	千円						
		道	線		郡 市 町 村 大字			m							
		道	線		郡 市 町 村 大字			m							
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事 見込額	バス路線 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止 年月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
一般被害(人的被害)								(建物被害)							
区 分		場 所		原 因		区 分		主 な 場 所		原 因 (破堤、溢水、内水)					
死 者 名						全 壊 戸									
行方不明者 名						半 壊 戸									
						流 失 戸									
						床 上 浸 水 戸									
						床 下 浸 水 戸									

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※		
1. 災害市区町村名									
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数					
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額 (千円)	
	5. 建築物の数(戸数)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)		
	6. 構造別								
住居	木造	戸		戸		戸			
	その他	戸		戸		戸			
	計	戸		戸		戸			
鉱工業	木造								
	その他								
商業 サービス業	木造								
	その他								
公務文教	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
合計	木造								
	その他								
	計								

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
ロ 2、4 欄は該当文字を○印で囲むこと。
ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

年 月 日現在

 〇〇〇市 町 村
 〇〇〇県土整備事務所
 流域下水道事務所

種 別	県 分		市 町 村 分		計	
	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額
街 路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						
主な都市施設等の被害						
種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額	復旧の対応状況	
街 路				千円		
都 市 公 園						
下 水 道						
公 営 住 宅						

様式第2号の16

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

										年	月	日現在	
										被災年月日	災害名	市町村名	
設置者名	学校名	施設地区分										被害の概要等	
		建物					工作物 D	土地 E	設備 D	合計 C + D + E + F			
		全・半壊 面積(m ²)	A 金額	補修 B	建物 面積(m ²)	C 金額							

〇〇〇〇災害による衛生被害状況〔詳報〕報告
確定

〇〇保健福祉環境事務所
〇〇政令市

防疫日報
(保健福祉部長へ)

約束番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月	赤痢患者発生者数	前年同期赤痢患者数	防疫活動をしている市町村数 (応援を除く)	防疫活動をしている保健所数 (応援を除く)	保健所職員 (雇用職員を含む)	本庁職員 (雇用職員を含む)	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防法による家用水の供給を受けた人員	供給を受けた人員	検疫調査人員	細菌調査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
日	真性赤痢患者数 疑似赤痢患者数 死者数	真性赤痢患者数 疑似赤痢患者数 死者数														
月	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日
日	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計
月	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日
日	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計
月	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日
日	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況〔詳報〕 報告

(商工事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇商工事務所

業種	項目 被害区分	被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額					備考
					土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
合計	計 (うち) (うち) (うち)								

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入すること。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、〃の製造業
その他は、〃の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕 報告(その1)初期の被害

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	10アール 当たり 収量 基準 収量	冠 水								土砂流入		流失埋没				合計		被害 被金 額 千円	備考 主な被害 地域名等	
				2日間		3日間		4日間		5日間		減収 量 小計	被害 面積 ha	被害 減収 量 t	被害 面積 ha	被害 減収 量 t	被害 面積 ha	被害 減収 量 t	被害 減収 率 %			
				被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t											

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の4

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕報告(その2)中後期の被害
確定

調査年月日 年 月 日 時現在										市町村名 農林事務所名									
災害の種類																			
作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当たり 収量	浸水被害 面積	冠水		倒伏		塩害		葉・籾の損傷		合計		備考				
					被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積		減収 量	被害 率	被害 金額	
		ha	kg	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円	主な被害 地域名等	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在 市町村名 農林事業所名

市町村名	総栽培面積	10a 当たり収穫	基準収量	5日間未満持続			5日間以上持続			10日間以上持続			15日間以上持続			20日間以上持続		
				乾田状態		被害面積	乾田状態		被害面積	乾田状態		被害面積	乾田状態		被害面積	乾田状態		被害面積
				被害率	被害率		被害率	被害率		被害率	被害率		被害率	被害率		被害率	被害率	
	ha	t	t	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間未満持続				30日間未満持続				枯死面積	塩害		合計		被害金額	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			面積	被害率	被害減収量	被害減収率		
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率							
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況〔詳報〕報告（水稻を除く）

調査年月日 年 月 日 時現在										市 町 村 名										
災害の種類										農林事務所名										
農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積			被害面積ごと減収量			単価 (kg当たり)	被害金額 (3×4)	平年10a 当たり収量	基準 収集量 (1×6)	既 収集量	収穫 残量 (7-8)	基準 面積率 (2÷1)	被害 減収率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名			
		1	30% 未満	30% 以上	70% 以上	計	2	30% 未満	30% 以上	70% 以上	計	3	5	6	7	8	9	10	11	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	t	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況〔詳報〕報告
〔確定〕

災害の種類	市町村名	調査年月日	年	月	日	時現在
	農林事務所名					

施設の 種類	作物名	市町村 名	全 壊			大 破			中 破			小 破			ビニール破損			合 計			備 考 (被害地 域名)
			棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	棟 数	面 積 ㎡	被 害 金 額 千円	

注 1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注 2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業共同組合及同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況〔詳報〕報告
〔確定〕

災害の種類			調査年月日 年 月 日 時現在										市町村名 農林事務所名		
樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被 害 甚		程 度		別 中		面 積		積 及 び 被 害		額		被害損傷状況 被害地域名
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	被害額 ha	被害額 千円			
													計		
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													
		成 園													
		未 成 園													

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚: 樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改値を要すると認められるもの。
中: 30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの。

様式第3号の9

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

〔詳報〕報告（その１）確定

市町村名 農林事務所名

[illegible]

様式第3号の10

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

[illegible]

様式第3号の11

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

市町村名
農林事務所名

調査年月日 年 月 日

被害の種類（ ）

[illegible]

様式第3号の12

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

市町村名

III
IV

調査年月日

災害の種類（

[illegible]

(注)「全壊」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。

様式第3号の14

〇〇〇〇災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況〔詳細〕報告

市町名
農林事務所名

調査年月日 年 月 日 現在

災害の種類

[illegible]

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第3号の7と同じ。

様式第3号の16

〇〇〇〇災害による土木被害状況 [詳 報] 報告
[確 定]

(県土整備事務所長へ) 〇〇市町村
(土木部長へ) 〇〇県土整備事務所長

区 分	前 回 ま で の 報 告 分								今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計	
	自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害			
	至 月	至 日	至 月	至 日	至 月	至 日	至 月	至 日	至 月	至 日		
県 工 事	河 川											
	海 岸											
	砂 防											
	道 路											
	橋 梁											
	港 湾											
	計											
市 町 村 工 事	河 川											
	海 岸											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計												

(金額の単位 千円)

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報

確定

報告

(県土整備事務所経由)

知 事 殿 年 月 日 市区町村長名 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名							
2. 災 害 種 別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 床面積の 合計 6. 構造別	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計	
		建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕
居 住	木 造	戸		戸		戸	
	そ の 他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鉱 工 業	木 造						
	そ の 他						
商 業 サービス業	木 造						
	そ の 他						
公務文教	木 造						
	そ の 他						
そ の 他	木 造						
	そ の 他						
合 計	木 造						
	そ の 他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4 欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分		被 害 額 (千円)											計	
		総務部	企画振興部	保健福祉部	環境部	生活労働部	商工部	農政部	水産林務部	土木部	建築都市部	企業局		教育庁
公 共 文 教 施 設														
農 林 水 産 業 施 設														
公 共 土 木 施 設														
そ の 他 の 公 共 施 設														
小 計														
その他		農産被害												
		林産被害												
		畜産被害												
		水産被害												
		商工被害												
		林 地												
県 営 林														
そ の 他														
被 害 総 額														

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

福智町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号
年 月 日

殿

福智町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害
応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

10-1 避難者カード

避難者カード

No _____

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：	地区名				
氏 名	続柄	性別	年令	入所日	その他

離散家族

氏 名	続柄	性別	年令	入所日	その他

(注) 世帯ごとに作成

10-2 避難者名簿

番号	避難期間	災害名			避難所名			作成者		氏名	事後消息	No	備考
		氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)						
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												
	月 日 ～ 月 日												

(注1) 「避難家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
(注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用（業務、旅行ほか）等を記入すること。

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録				
年 月 日 時 分現在			受信日時	月 日 時 分
発信機関	避難所			
受信機関				
避難者数	男	女	計	備考
	人	人	人	
(運営状況)				
(問題点・要望等)				

10-4 物品の受払簿（避難所用）

[illegible]

10-5 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

No. _____

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月 日～ 月 日	人	人		円		円	
小計 合計	既存建物	箇所							
	屋外仮設	箇所							
	天幕	箇所	人	人				円	

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
(ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。)
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

11-1 行方不明者名簿

行方不明者名簿

No.		行方不明者							届出者			備考
整理番号	届出月日	住 所	氏 名	年 齢	性 別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	行方不明者との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

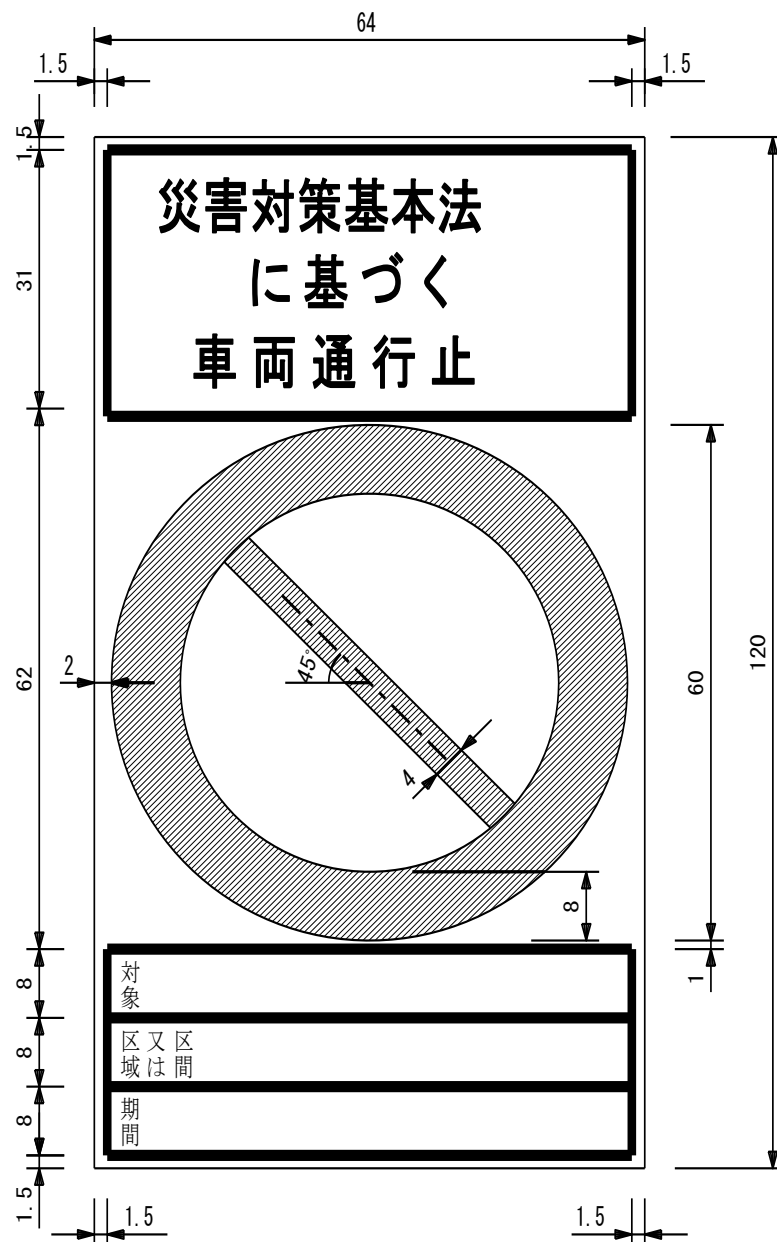
1 1 - 2 医療救護所開設状況報告

年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分	
発信機関		部						
受信機関		部						
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

12-1 緊急通行車両事前届出

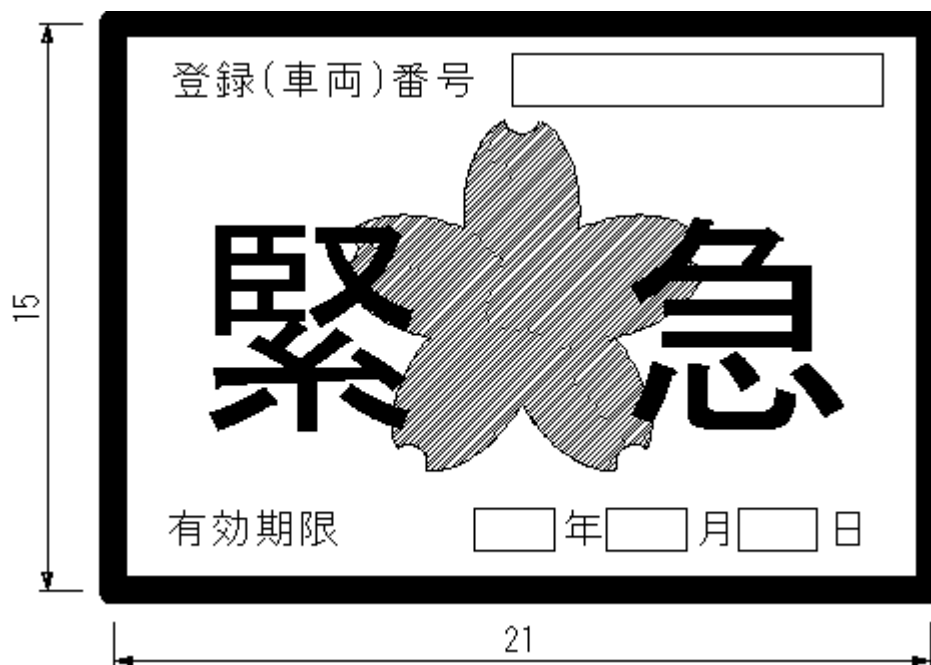
災害応急対策用		緊急通行車両事前届出書		災害応急対策用		緊急通行車両事前届出済証		第 号	
福岡県公安委員会 殿		申請者		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。				年 月 日	
		住所 (電話)						福岡県公安委員会 印	
氏名		印							
番号標に表示されている番号				(注)					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。					
使用者		住所		2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会 (警察本部又は警察署経由) に届け出て再交付を受けてください。					
		() 局 番		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。					
氏名				(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。					
出 発 地				(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。					
				(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。					
(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。									

1 2 - 2 緊急車両以外の車両通行止め標示



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

1 2 - 3 緊急通行車両通行標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-4 緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明				
知 事			㊟	
公安委員会			㊟	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

12-5 物品の受払簿（物資集配拠点用）

[illegible]

13-1 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[福智町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

13-2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[福智町]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

14-1 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
罹災状況	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

福智町長



14-2 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

福智町災害対策本部長
福智町長

印

福智町地域防災計画

一 資料編 一

(令和 3 年 3 月)

編集・発行 福智町防災会議

事務局 福 智 町

〒822-1292

福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2

TEL 0947-22-0555

FAX 0947-77-0782

